

建設常任委員会会議録			
日 時	令和7年12月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時05分
場 所	第1委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、面野副委員長、高野・白濱・秋元・中鉢各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、白濱委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市駐車場整備事業経営戦略の見直しについて」

○（建設）庶務課長

小樽市駐車場整備事業経営戦略の見直しについて御報告いたします。

初めに、小樽市駐車場整備事業経営戦略見直しの概要の説明に入る前に、本戦略の策定、見直しに至った背景について御説明させていただきます。

駐車場事業などの公営企業を取り巻く経営環境は、今後の人口減少等に伴うサービス需要の低下や施設の老朽化に伴う更新需要の増加など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められております。

このような中、国から各公営企業が将来にわたって市民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、経営戦略の策定要請があったものでございます。

それを受けまして、本市では、令和3年5月に本駐車場事業における中長期的な基本計画として、本戦略を策定いたしました。このたび本戦略の計画期間が満了となったことから、見直しを行うものでございます。

資料上段には、団体名、事業名、策定日、計画期間を記載しております。

計画期間についてですが、国が示した経営戦略策定・改定マニュアルにおいては、10か年の計画と示されておりますが、今後、J R小樽駅前再々開発やJ R小樽駅前広場の再整備が想定されており、小樽市駅前広場駐車場・小樽市駅横駐車場の経営に影響する可能性が高いことから、5年間の計画としております。

中段の「1. 事業概要」として、事業開始時期や駐車場収容台数などの事業形態を記載しております。

その中で、種類の欄ですが、今回の計画書においては、両駐車場とも都市計画駐車場と記載しておりますが、小樽市駅前広場駐車場は、これまでも都市計画駐車場ではありませんでしたので、修正させていただき、また、建設後の経過年数の欄ですが、令和8年3月時点での経過年数に修正させていただいております。

次に、営業料金や料金単価などの料金形態を記載し、下段にあります現在の経営状況につきましては、現時点での利用実態を踏まえ修正し、記載しております。

次に、「2. 将来の事業環境」として、これまでの利用状況を踏まえ、駐車場需要の見通しや利用料金収入の見通し、施設の見通し、組織の見通しを記載しており、特に駐車場需要の見通しと利用料金収入の見通しにつきましては、コロナ禍後の令和5年度以降はインバウンドの回復に伴い、コロナ禍前の令和元年度程度の水準まで利用台数が回復したことから、今後も同水準で推移するものと予測しております。

次に、「3. 経営の基本方針」として、道路交通の円滑化と経営の効率化を図ることを記載しております。

4ページ目中段から5ページ目下段にかけて、「4. 投資・財政計画（収支計画）」として令和12年度までの収支計画を記載し、その内訳を6ページ目、7ページ目に記載しております。

戻りまして5ページ目の中段には、「5. 公営企業として実施する必要性など」として、駐車場の設置の目的や駐車場の必要性を記載しております。

下段には、「6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」として、J R小樽駅前再々開発事業やJ R小樽駅前広場の再整備が開始された場合、駐車場の規模や利用料金改定など、総合的に計画の見直しを行うこと、また、計画と大幅な乖離が生じた際、その乖離の原因が将来に影響を及ぼす内容であれば、計画を見直すことを記載しております。

なお、今後のスケジュールについてですが、今回の建設常任委員会にて報告させていただいた後、翌年1月にパブリックコメント手続を実施。この中で御意見等があり、修正の必要が生じた場合は修正を行い、その後、本戦略の計画の決定を行うものでございます。

なお、決定した本戦略の計画につきましては、次回の建設常任委員会にて報告させていただき、最終的に市のホームページ等で年度末までに公表いたします。

## ○委員長

「朝里川の遊歩道整備に伴う「かわまちづくり計画」の改訂（案）について」

## ○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹

それでは、朝里川の遊歩道整備に伴うかわまちづくり計画の改訂（案）について説明させていただきます。

「1. これまでの経緯（2定報告事項）」ですが、令和7年第2回定例会で報告した内容になります。

「2. 意見交換会の開催（第1回：8月26日、第2回：11月28日）」、この間2回の意見交換会を開催し、遊歩道や親水護岸箇所を提示し、了承が得られたほか、現時点で取組可能なソフト事業や将来的なものについても聞き取りを行いました。参加者は御覧のとおりになります。

「3. 庁内会議」では、実現可能なソフト事業や計画改訂案の内容について協議いたしました。

「4. 今後のスケジュール」、今回の計画の改訂案を北海道で国と事前協議を行い、その結果、来年3月頃に計画策定、6月には国へ計画を申請して、8月には登録となる見込みとなります。

以下、遊歩道整備等予定箇所・ソフト事業位置図（R7. 11月時点）になりますが、左側の凡例にあるとおり、黒い実線は遊歩道整備済み区間、赤い点線は遊歩道整備予定区間で、既にある未舗装の遊歩道も含んでおります。オレンジ色の線に関しましては、河川敷地に余裕がないため遊歩道を整備せずに、既設の道路を代替する部分となります。緑色の丸は親水護岸の予定箇所、青い枠につきましてはソフト事業の内容となっております。

遊歩道の整備としては、可能な限り両岸に一定程度連続した整備を予定しており、部分的に親水護岸を予定しています。

また、図面中央、新光南会館の対岸に、望洋台側からアクセスできるルートができて、イベント等への住民参加がこれまで以上に期待でき、さらなるにぎわい空間の創出が見込まれます。

青い字のソフト事業については、団体等が行っている既存のイベントや将来的に実施を検討しているものであります。

このように、ハード整備に加えソフト事業を各種展開していくことにより、にぎわいある良好な河川空間形成を目指すのが、かわまちづくり計画であります。

計画改訂に係る申請書です。

4ページ以降が、国の様式に基づくかわまちづくり計画となります。

かわまちづくりの概要、「2. 河川の概要」などは御覧のとおりとなっております。

赤枠で示した部分、「3. かわまちづくりの方針」です。

①は地域における課題、必要性で、課題では、水辺空間の魅力形成が不十分、河川への沿線からのアクセスが限定的なことなどが挙げられ、必要性では、散策路の整備と出入口増設により利便性と回遊性を高めるとともに、親水性を確保し魅力的な空間を形成し、周辺地域をはじめ市全体の利用促進に努める必要があるとし、散策路整備の重要性を示しております。

②については、市の地域計画や沿線地域のまちづくりの中での河川の位置づけではありますが、第7次小樽市総合計画と第2次小樽市都市計画マスタープランでは、水辺環境の創出という表現があり、本計画との整合性が図られているものと考えております。

③地域活性化やにぎわいあるまちづくりに対する市や民間事業者の考え方です。

おのおのの考え方をまとめますと、黒枠で囲ったように、ハード面では一定程度連続した散策路の確保、親水性の確保、出入口の増設を目指し、ソフト面では散策路の活用、親水空間の活用、交流拡大を目指すことにつながります。

次に、④地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標です。

指標としては、アートと緑の空間と取組の認知度を挙げていますが、従前値と目標値が記載されていない部分があります。これに関しては、北海道で行っているアンケートが調査中のためであり、その結果から数値を入れ込むため、現段階では未記入となっておりますので、策定の段階で報告する予定とします。

「4. 推進体制・取組内容」の②地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容です。

フローにあるとおり、左側の河川管理者は北海道になりますが、右側の各事業の実施者は、主に単発的な事業の場合、市を介さずに直接的に北海道に対して占用許可申請を行います。それに対して、下に書いてあるように、複数年事業の場合、これまでの桜の植樹などがそうだったように、市を介して占用許可申請を出す形となります。

8ページと9ページは、第2次小樽市都市計画マスタープランの図となりますので、割愛させていただきます。

ソフト施策の個別施策計画書です。「3. 施策概要」の下の表では、実施予定のソフト施策を列挙しております。

活用形態の欄に三つ分類しているのですが、あさりアートフェスティバル、植樹、やまべ放流祭や朝里川花火大会など、これらは右側の欄で示すとおり全市民が対象となり、一部は観光客もターゲットとなります。

11ページから13ページになりますが、2ページの総括の図でハード事業も説明しましたので、後ほど御覧ください。

整備イメージ図になりますが、望洋台側からアクセスできる散策連絡路がイメージ化されたものとなっております。

「2. 維持管理計画」、施設の維持管理については施設管理者が基本的に行うものとし、維持管理については、河川管理者は、施設全体の定期的管理を行い、事業実施者は各占用部分、利用部分について状況に応じて実施することを基本としております。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第16号について」

#### ○（建設）維持課長

議案第16号動産の取得について御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、冬期の雪処理場等で使用している除雪ドーザの取得に係る物品契約を締結するものであります。

現在、老朽化が進んでいる本市所有の除雪機械の更新を行うことにより、安定的な除雪体制の確保に寄与するものであります。

なお、本件につきましては、本年11月5日に入札を行い、落札業者でありますコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌北支店と仮契約を締結しており、仮契約金額は消費税等相当額込みで2,524万5,000円となっております。

#### ○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

#### ○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

---

## ○中鉢委員

### ◎水道料金の他自治体との比較について

まず、水道料金の他自治体との比較についてというテーマで質問させていただきます。

ここ最近、水道の話題がニュース、そして本市議会においても頻繁に出てきております。

ニュースでは、道内の市町村で最も安く、政令指定都市の中でも2番目に安い下水道使用料であったという札幌市が下水道使用料を上げることは、札幌市に限らず、老朽化した設備更新の費用が重くのしかかり、更新がままならないという話が取り上げられております。

そして、我が小樽市議会におきましては、水道料金の見直しの議論は、基本料金の議論が多いと思いますが、昔から行われているようでありまして、ここに来て、国からの重点支援地方交付金を用いて、水道料金の減免措置ができないだろうかという議論も出てきております。

今回は、本市だけの水道料金だけではなくて、客観的にほかの自治体と比べて議論をさせていただきたいと思っております。

水道事業を客観的に指数化した場合、どのような指標があるのかであります。まず、営業収支比率や経常収支比率などがあると思いますが、水道事業における営業収支比率、経常収支比率について、どのような指標であるのか、御説明をお願いします。

### ○（水道）総務課長

営業収支比率とは、給水収益などの営業収益で、維持管理費などの営業費用がどの程度賄われているかを示す指標で、経常収支比率とは、営業収益と一般会計からの繰入金などの営業外収益を合わせた収益で、営業費用と支払い利息等の費用などの営業外費用を合わせた費用をどの程度賄っているかを示す指標となります。

## ○中鉢委員

では、本市の経常収支比率をお示しください。また、本市が目標とする経常収支比率は何%などという設定はしているのか、お聞かせください。

### ○（水道）総務課長

総務省で公表している令和5年度の経営比較分析表の数値でお答えいたしますが、110.72%となっております。また、本市が目標とする率につきましては、健全とされるのが100%を上回ることであるため、100%を上回ることが適切だと考えております。

## ○中鉢委員

そこで、さきに述べましたように、客観的に比較するためには、水道事業は人口だけでは計れませんし、面積だけでも計れないと思います。

小樽市と人口、面積の近い自治体を道外で探してみますと、福島県会津若松市以外はなかなかうまく見つけられずに、小樽市の人口、面積がそれぞれ半分程度の自治体を見ますと、岩手県滝沢市、山形県天童市、富山県砺波市なども見ましたが、経常収支比率、営業収支比率などを見ても、単年度で100を切っている自治体はありましたが、おおむね100%は超えておりました。

そして、今回、下水道使用料の値上げを検討した札幌市も、本市の数字よりよいように見えます。道内のほかの自治体、旭川市、帯広市なども本市よりよいような数字で見えております。

一つの指標ではなくて、公平性の観点から違う仕様で見たいと思ったのですが、経常収支比率、営業収支比率ではなく、料金回収率という指標があると思います。料金回収率は、供給単価÷給水原価×100ということになります。

が、供給単価、給水原価の説明と、料金回収率の全国平均や人口規模の同程度の自治体の平均が分かればお聞かせください。

○（水道）総務課長

供給単価とは、有収水量1立方メートル当たりの水道料金を示すもので、給水原価とは、有収水量1立方メートル当たりについて供給するのにどれだけの費用がかかっているかを示すものです。

また、料金回収率の全国平均と類似団体の平均については、先ほどと同様の令和5年度の経営比較分析表の数値になりますが、全国平均は97.82%、類似団体の平均は101.78%となっております。

なお、類似団体の区分は人口規模での区分となっており、本市の区分は、10万人以上15万人未満の区分となっております。

○中鉢委員

今、二つの指標を例示しましたけれども、経常収支比率、そして料金回収率などの情報を交えながら、ほかの自治体と比較して、本市の水道事業が置かれている状況の見解についてお尋ねしたいと思います。

○（水道）総務課長

経常収支比率は全国平均が108.24%、類似団体が110.20%、本市は110.72%で、共に若干ではありますが上回っている状況で、料金回収率は全国平均が97.82%、類似団体が101.78%で、本市は98.42%と全国平均は上回っているものの、100%を下回っている状況となっております。

本市の水道事業は、人口減少に伴い給水収益が減少しているほか、物価高騰による薬品費の上昇、人件費や労務単価等の上昇による維持管理費の増加により、支出が増えていることなどが経営に大きく影響を及ぼしております。

○中鉢委員

今回、質問をつくるに当たって、ほかの自治体との水道事業の比較を見ていて感じたことなのですが、本市の数字が大きく平均値のようなものから乖離しているもの、数字が悪いものの中に、流動比率と企業債残高対給水収益率があります。どちらも財務的な内容になると思いますが、その比率とそれぞれの説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

まず、説明からしたいと思います。流動比率とは、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を比較するもので、企業債残高対給水収益比率とは、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表すものとなっております。

その比率では、先ほどから比較で使用しております経営比較分析表の数値でお答えさせていただきますが、流動比率については、本市は137.44%で、全国平均は243.36%、類似団体平均は369.82%で、企業債残高対給水収益比率については、本市は538.26%で、全国平均は265.93%、類似団体平均は218.57%となっております。いずれも本市の数値は平均よりよくない数値となっております。

○中鉢委員

そして、今、るるいろいろな数値をいただきましたけれども、総じて多くの数値が平均に近いか、また少し悪い数字かと思いましたが、今、説明していただいて、そのように理解いたしました。

財政的に水道事業が悪くなった理由、私が思いつくレベルでは、やはり水道事業を支える分母、小樽市の急激な人口の減少であったり、平たんな自治体と比べると地形的にもポンプ施設などの設備費用がかかるということで、広い供給地域などがあるのかと思いますが、それら以外にどのような要因、原因があるのかについて説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

委員のおっしゃるとおり、人口減少に伴い給水収益が減少していることや、施設の維持管理の経費がかかっております。

それ以外の原因につきましては、先ほど答弁させてもらったことと重複しますが、物価高騰による薬品費の上昇、人件費や労務単価等の上昇による維持管理費の増加が直近の原因であると考えております。

**○中鉢委員**

隣の札幌市が下水道使用料を上げるということですが、財政面などいろいろな要素を勘案して、今後、下水道使用料の見直し、直近ではなくても中長期的でも結構ですが、どのような方向に向かっていくのか、見解をお尋ねしたいと思います。

**○（水道）総務課長**

第2次小樽市上下水道ビジョンの中間見直しに伴い、長期収支見通しの更新をしておりますが、年度末資金は当面の間マイナスにはなりません、汚水を処理する費用を使用料収入でどの程度賄えているかを示す経費回収率が100%を下回る状況が続く見込みとなっており、今後も人口減少による減収、物価高騰による薬品費の上昇、人件費や労務単価等の上昇により、維持管理費の増加などが予想されるため、悪化していく見込みとなっております。

**○中鉢委員**

昨日、国で補正予算が正式に可決されまして、これから国からの重点支援地方交付金が小樽市に入ってくるようになりますけれども、仮に水道料金の一部や基本料金などを減免することになった場合、事務作業が発生すると思います。

実施にどの程度の時間を要するのか、見解をお尋ねします。

**○（水道）業務課長**

重点支援地方交付金で、仮に水道料金の減免を行う場合という御質問でしたが、水道料金の減免を行う際には、料金システムの改修が必要となります。このシステムの改修には、相当な期間を要するものと思われませんが、現在システム会社に問合せ中でありまして、正式な回答をまだ得ていない状況ですから、具体的な期間についてはお答えできない状況となっております。

**○中鉢委員**

この交付金は、性質上、やはり機動的に活用していただきたいと思われ、仮に水道料金で減免を行うとなったときに、ほかの自治体がもう減免しているのに、小樽市だけ1か月、2か月、3か月遅れるとなると、市民の方もいろいろと疑問に思ったりする部分もあるかと思われ、どうなるか分かりませんが、いろいろと業務は大変かと思いますが、その際はぜひともよろしくお願いいたします。

**◎於古発川の清掃について**

次に、於古発川の清掃について質問させていただきます。

先日、於古発川の清掃をしている場面をお見かけしました。沈砂池しゅんせつ工事ではありますが、大規模に行っていると感じるとともに、土砂などが川底にたまったものや、ごみの多さに驚きました。

難しいかもしれませんが、どのような作業工程になっているのか、説明をお願いいたします。

**○（建設）維持課長**

沈砂池の作業の工程をお話する前に、沈砂池の位置や、この工事の目的から御説明させていただけたらと思います。

まず、於古発川は天狗山の付近から最上や緑を経由しまして、於古発川通線、通称寿司屋通りと呼ばれる通りを流れまして、道道小樽港線、通称臨港線の下をくぐった後、浅草橋の方向へ90度曲がり、小樽運河と合流しますが、道道小樽港線をくぐった先から浅草橋までの間に沈砂池が設置されております。

水面より下にある施設でございますので、ふだんは見ることはできませんが、土砂がたまるように水面の下に堰を設けてあり、そこに土砂を沈殿させて、上澄みだけを流し、海域や小樽運河に土砂が流出しないようにしております。

次に、しゅんせつをする際の大まかな作業の流れでございますが、初めに水換え作業を行います。簡単に申し上げますと、沈砂池に沈殿した土砂を取り除くため、沈砂池に川の水が流入しないように沈砂池を迂回するバイパスルートに川の流れを切り替えるとともに、沈砂池の上流と下流に締切板や大型土のうを設置しまして、川の水を締め切ります。その後、締め切った沈砂池に残った川の水を水中ポンプで川の下流へくみ上げて、土砂を集積できるように準備いたします。

次に、沈砂池内の土砂を小型のタイヤショベルやバックホウを用いて集積しまして、特殊強力吸引車で土砂を吸引し、搬出いたします。最後に、高圧洗浄車を用いまして、沈砂池内の清掃を行った後、締切板や大型土のうを撤去し、通常の川の流れに戻します。

簡単ではありますが、以上が沈砂池をしゅんせつする際の大まかな作業の流れになってございます。

#### ○中鉢委員

毎年の清掃としゅんせつを行っていると思いますが、回収されたごみや土砂などの量は記録されているのでしょうか。記録されていれば、ここ5年の数量と工事費についてお聞かせください。

#### ○（建設）維持課長

沈砂池しゅんせつで回収したごみにつきましては、一度、建設部の敷地内に仮置きしまして、ある程度の量になった段階でまとめて処分するため量は把握できておりませんが、ここ5年の於古発川から回収した土砂の量につきましては、令和3年度は383立方メートル、令和4年度は467立方メートル、令和5年度は455立方メートル、令和6年度は345立方メートル、令和7年度は476立方メートルとなっております。

また、ここ5年の於古発川のしゅんせつに要しました工事費につきましては、全体事業費から案分して求めますと、令和3年度は約510万円、令和4年度は約490万円、令和5年度は約570万円、令和6年度は約500万円、令和7年度は約640万円となっております。

#### ○中鉢委員

個人的に不思議に思った点があって、大量の土砂などは一体どこから来るのかでございます。於古発川は中流、緑の辺りまでは護岸がコンクリートで固められていると思いましたが、流量も決して、そんなに多くない河川であるのかと私は思ったのです。

土砂はどのようにして集まるのか、理由が分かれば御説明をお願いいたします。

#### ○（建設）維持課長

大量の土砂がどこから来るかについてでございますが、考えられるものとしましては、川の上流の山や斜面の表面の土が降雨や融雪によって流れ込んだもの、そのほか、人工的な河道ではない本流及び支流の自然の河道では、川の流れで河床や護岸が削られて、直接土砂が流れ込んだものなどが考えられます。

そのほか、道路脇にあります道路側溝の流末が河川に接続されている場合、道路表面の土砂のほか、例えば道路側溝に接続しております宅地や駐車場、グラウンドなどの雨水排水にも土砂が含まれることから、最終的には沈砂池に堆積することが考えられます。

#### ○中鉢委員

今の御説明からも、於古発川はかなり支流も多くて山深いところから流れてきているというお話もあるようでございますので、それぐらいの量になるということを理解いたしました。

それで、市内には、ほかにもしゅんせつしている準用河川、普通河川があるのかと思いますが、同じ箇所を毎年しゅんせつしているのは於古発川だけかと思うのです。小樽運河の観光での面があつてのことなのかと思いますが、毎年行っている理由についてお聞きしたいと思います。

#### ○（建設）維持課長

沈砂池をしゅんせつする理由でございますが、沈殿した土砂を定期的に取り除くことで、河川の流下能力や沈砂

池の機能を確保するのは当然なのですが、運河への土砂の流出の防止や運河周辺の悪臭の発生を防止するためもあるかと考えております。

○中鉢委員

先ほど工事の手法についてお聞きしましたが、確かに、ほかの川みたいに自然に海に流れる形ではなくて、平たんな部分で直角に折れ曲がって、運河を通って海に出るという形状からも、その土砂が海に自然と流れるというのはなかなか難しいのかと思いますので、その必要性は十分感じたところでございます。

◎新たな除草技術について

私は特別多いほうではないとは思っているのですが、市民の意見を広く受けておられる市議会議員であれば、建設部維持課に関するお話をかなり多く受けているのではないかと思います。

先ほどの河川、そして道路、除雪と大変な業務であると思っておりますが、令和7年第3回定例会建設常任委員会で、型紙舗装などの新たな技術の導入も情報を集めて検討されているという御答弁もいただきましたけれども、除雪においても、新たなロードヒーティングの技術も情報収集されているとお聞きしております。

維持課としては道路、除雪の次にいろいろと問合せが多いのは草刈りという部分であるかと思うのですが、草刈りも道路用地であれば建設部維持課になるでしょうし、公園であれば建設部公園緑地課、それぞれの施設で草刈りに対する対応、管理は変わっていると思います。

新たな除草の技術について、何か検討されているものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○（建設）維持課長

新たな除草の技術についてでございますが、温水を雑草の根元に噴射して枯死させる技術について、建設部が管理する道路敷地や公園敷地での使用を想定して、現在、情報収集を行っているところでございます。

○中鉢委員

一番簡単な除草方法は除草剤を撒くことであるとは思っておりますけれども、建設部として除草剤を使用している箇所があるのかどうか。もしもあれば、どのような場所なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

建設部が管理します道路敷地や公園敷地におきまして、除草剤を使用している箇所はございません。

○中鉢委員

確かに、除草剤はいろいろな面で使わないほうがいいと思っておりましたので、使っていないということで安心いたしました。

私が今回質問しようとしていた新たな技術は、遮光シートと、今、維持課長からお話がありましたが、温水除草であります。

その二つの除草方法について、温水除草はこれからでございましたけれども、遮光シートについて実際に、本市として採用しているのかについてお尋ねいたします。

○（建設）維持課長

遮光シートにつきましては、雑草の繁茂により交通の妨げになっている一部の中央分離帯などで、防草シートとして使用している実績がございます。

○中鉢委員

遮光シートで除草をしている箇所で、我々を含め皆さんが見られる箇所とすれば、私が一番見やすいのは札幌自動車道の張碓トンネルの札幌市側の上り線と下り線の間です。数年前から遮光シートを使っていて、それまでは結構、草が伸びて車線に倒れ込んでいたこともあったのですが、そのような事象もなくなったと見ています。ただ、美的にあまりよくないのですが、管理はしやすいのかと思っております。

温水除草ですが、国土交通省のNETISにも登録されている技術です。温水というよりも実際は、ほぼ熱湯除

草でありまして、大体75度以上でたんぱく質が分解される、そういう料理法もあったりしますが、たんぱく質を分解して細胞が壊れて草が枯れるというメカニズムです。

私も除草ではないのですが、違う形でその機械に触れたことがあります。ケルヒージャパン株式会社で、そういうボイラー付きの熱湯が出るものがありまして、私がお手伝いしているワイナリーで、樽の中や発酵タンクの洗浄にアダプターをつけて、熱湯が出る高圧洗浄機を使っております。洗浄の意味合いもあるのですが、発酵や貯蔵に悪影響を与えるような菌類を死滅させるというサニテーションで、食品工場や施設などでも広く使用されているものであります。

除草も根が深いものには効果が限定的であるという記述もあるのですが、インターロッキングや石畳の隙間の除草や、石や岩があるような草刈り機が入っていけない複雑な形状の場所などに効果があるようであります。

建設部は一般的な温水に限らず、高圧洗浄機についてお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

#### ○（建設）維持課長

一般的な水を使用する高圧洗浄機につきましては、建設部には可搬式が1台、据置き式が1台ございます。

#### ○中鉢委員

可搬式という言葉もありましたけれども、機械はキャスターなどもついて移動が可能ですし、一般的な高圧洗浄機として、これからの時期の除雪関係の重機の雪や氷を取り除くなど、洗車、舗装、壁、塀などの清掃にも十分活用可能かと思えます。

活用方法は多岐にわたると考えますし、新たな除草方法を探る意味合いにおいても導入を考えてみてはと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

#### ○（建設）維持課長

ただいま御提案のありました温水高圧洗浄機による温水除草の技術につきましては、委員のおっしゃるとおり、草刈り機が入っていけない複雑な形状の場所、例えば砂利道やガードレールの下などでも使用が可能になるものと考えております。

また、雑草の繁殖力を低下させることから、除草頻度の減少や除草に要する作業時間の短縮、繁茂する前に散布することで、刈り取った草の運搬や廃棄費用の削減が期待できる技術であると考えております。

そのほか、市街地で除草を行う際は、従来の肩掛け式草刈り機に替えて使用することで、作業中の飛び石による物損事故の防止にもつながるものと考えており、道路敷地に限らず、公園敷地や市が管理する敷地など多岐に応用することができることから、引き続き情報収集していきたいと考えております。

#### ○中鉢委員

##### ◎今冬の除雪について

次に、今冬の除雪についてということで、除雪のシーズンになりましたので、触れさせていただきたいと思えます。

先週の月曜日ですが、建設部長より根雪になるとの言葉がありまして、どんな気象予報士の言葉よりも、小樽市を熟知して除雪を所管する建設部長の言葉は重いと思って聞いておりました。

実際にそのとおりになるのかと思いますが、今週末は最高気温が10度ぐらいになるということで読めませんが、いずれにしても路肩等には雪が残るのかと思っております。

根雪になるのが早いというのが実感としてあるのですが、根雪の初日の記録などが残ってしまえば、今年を含まない5年の根雪の初日をお聞かせください。

#### ○（建設）維持課長

過去5年の根雪の初日についてでございますが、令和2年度は12月13日、令和3年度は12月17日、令和4年度は11月30日、令和5年度は12月10日、令和6年度は12月4日となっております。

○中鉢委員

根雪が早いと、除雪費が少し心配になるところではあるのですが、根雪の初日と除雪費の関連性はあるのか、お尋ねしたいと思います。

○（建設）維持課長

根雪の初日と除雪費の関連性についてでございますが、必ずしも関連があるとは言えないものと考えております。

○中鉢委員

今年の除雪費が少しでも抑えられることを私も期待しております。

本市だけではないと思っておりますが、人材不足の中で、本市も綱渡り状態の除雪体制かと思っております。昨年の冬から、電話の24時間体制を見直していただいて、ステーションの管理者の方も精神的負担がかなり軽減されたとも聞いております。

そして、決められた予算、決められたルールの中で、これから今の本市の除雪体制を見直せる部分はどこであろうかと思ったときに、各ステーションの管理者と建設部の担当者とのコミュニケーションがとても重要ではないかと思っております。

それでお聞きしますけれども、ステーションの担当者は建設部で各ステーションに1人ずつ配置しているのか、幾つかのステーションを兼任しているのかについてお尋ねいたします。

○（建設）維持課長

建設部職員のステーション担当者についてでございますが、一つのステーションに職員1名を基本と考えておりますが、今、市内の七つのステーションに対しまして、維持課の担当職員が6名であるため、二つのステーションを1名の建設部維持課職員が兼任している状況がございます。具体的には、除雪第3ステーションと除雪第7ステーションは維持課職員1名が兼任している状況でございます。

○中鉢委員

除雪する側も人材不足であれば、それを管理する建設部も欠員が出て人材不足であることを理解いたしました。ぜひとも現場と建設部がコミュニケーションを取りながら進めていただきたいと思っております。

先ほど人材不足の話は触れましたが、オペレーターも世代交代が進んでいるように聞いております。世代交代が進むということは、慣れないオペレーターが入ってきているということでもあります。仮に、操作は熟知していたとしても、道路の形状は熟知していないなど、聞くところによると、人材は確保できても、1時間にこなせる除雪の距離延長が熟練者の半分程度ということもあるようであります。

となると、ここ最近はどこ雪傾向にある中で、朝までにエリアを全て除雪できないというケースも出てくるのが考えられます。そうすると、昨年も委員会で発言した記憶があるのですが、何日か雪が降らない間にやれることをやっておく。出勤基準に満たなくても、事前に道幅を広げておくであるとか、交差点などの雪を事前に取り除いておくなどの作業をしておくと、どこ雪が降ってもバスが通れないなどの事態は防げるのかと思っております。

除雪費に直結することにもなるかもしれませんが、期間中に二、三日、そのような出勤を認めてはと思っておりますが、見解をお伺いします。

○（建設）維持課長

出勤基準によらない除雪作業につきましては、天気予報を日々確認する中で大雪の予報がある場合は、あらかじめロータリー除雪車による道路脇の雪山を削る拡幅作業を行い、路肩に雪を寄せておくスペースをあらかじめ確保しておくことや、また、気温が上昇する予報がある場合につきましては、あらかじめ除雪グレーダやタイヤドーザによる路面整正作業を行いまして、ざくざく路面にならないよう、雪の板を薄く管理しておくことなど、限られた体制の中にはなりますが、出勤基準によらず予防保全的な作業に努めているところでございます。

## ○中鉢委員

従前から議論されている銭函地区の中規模雪堆積場についてですが、この冬、新たに確保することができたのでしょうか。もしもできたのであれば、どの辺りに、どの程度の広さの中規模雪堆積場を確保できたのか、実績があればお示しください。

## ○（建設）維持課長

銭函地区の中規模雪堆積場でございますが、令和7年4月から運用開始しております中規模雪堆積場に係る固定資産税減免制度を活用し、新たに1か所の中規模雪堆積場を確保できたところでございます。本冬から道路管理者の排雪時に使用したいと考えております。

また、新たな雪堆積場の場所につきましては銭函3丁目でございますが、市道ポンナイ川沿線に面した土地になります。札幌市の下手稲通りから小樽市域に入って、約200メートル進んだところの海側の土地になります。土地の面積につきましては約8,000平方メートルでございます。

## ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

## ○委員長

みらいに移します。

---

## ○白濱委員

### ◎市道の維持管理について

それでは、市道の維持管理につきまして御質問させていただきたいと思えます。

そもそも道はなぜできたのか、ある辞書から引用しますと、動物が水場や餌場へ向かうために通る獣道が原型と言われまして、人も同じような理由で獣道を利用し始め、人間が生きていく上で必要不可欠なものとして、自然発生的に生まれ、少しずつ広がり、人の手により整備されていき、やがては交易路や街道が発展、物流、人流、軍隊物資の迅速移動、徐々に優れた道路網が整備されてゆき、やがて文明が発展し、車が發明され、さらに整備されていきました。

国道、道道、市道は、それぞれ行政が開発、管理し、住民、企業等は財源である納税、道の維持管理は自治体と住民が相互理解し、協力していくという体制が構築されてきたものとありましたが、私もそう思います。

まず、除雪作業の優先順位について、限られた予算と人員の中で、どの道路から手をつけるべきか、時には頭を悩ませていることと思えますけれども、本市市道、車道における除雪の優先順位と理由について確認いたします。

## ○（建設）維持課長

車道における除雪の優先の考え方につきましては、幹線道路やバス路線など、多くの方が通勤・通学、通院などで利用する道路を第1種路線と位置づけて優先的に作業を行っているところでございます。

次いで、幹線道路と幹線道路を結ぶ補助幹線道路を第2種路線、生活道路を第3種路線と位置づけし作業を行っているところでございます。

## ○白濱委員

第1種路線、第2種路線、第3種路線ということで、これは道路台帳を見ると道路の区分が表示されておりまして、この道路がこの区分に属するのだと確認が取れるようですけれども、市民はバスが運行しているからバス路線、学校近くの道路標識や標示で通学路なのだ判断され、そのほかの区分は容易に確認、判断できるものでもありません。道路標識や標示で示されていることもありますが、あまり注視されていないと思われれます。道路台帳は、法

務局や市の所轄課で閲覧できるものと思われかもしれませんが、通常、閲覧する機会はなかなかないものであります。改めて区分についてよく分かりました。

また、道路の優先順位は、交通をスムーズにし、事故を防ぐためにもとても重要で、ルールがなければ、みんなが同時に進もうとして大変なことになってしまうので、交通の流れを滞らせないための重要な順位であることも確認できました。

次に、この優先順位について変わることはあるのでしょうか。ある場合は、どのようなときなのかを確認いたします。

○（建設）維持課長

基本的に変わることはないのですが、例えば市内を走るバス路線の変更や、道路の利用状況の変化等がある場合につきましては、状況に応じて変更する場合がありますと考えてございます。

○白濱委員

緊急輸送道路に指定されている路線や、突発的な気象状況の変動による影響、災害時や事故などによる影響についていろいろなことを考えてまいります。

次に、これまで優先順位についての市民への周知はどのようにしてきたのか、お聞きいたします。

○（建設）維持課長

優先順位ではございませんが、第1種路線などの路線区分や主な出動基準につきましては、除雪懇談会や広報おたるにて周知を行っているほか、市ホームページにて、小樽市の除雪等の計画路線図を公開し周知を行っているところでございます。

○白濱委員

いろいろな形でお知らせがあったようであります。

次に、本年度の小樽市除雪だよりの中で、よくある除排雪のQ&Aというコーナーはとてもよいと思っております。市民の心配ごとに分かりやすく答えられており、評判もよいようであります。

除排雪作業を優先する路線の考え方や、出動基準の目安なども掲載すると市民はより理解しやすいと思われるかもしれませんが、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

小樽市除雪だよりなどで除排雪作業を優先する路線の考え方や出動基準の目安など、市民の皆さんがふだん疑問に感じることにについてQ&Aにすることは、除排雪作業への理解にもつながると考えますから、掲載内容の充実にも努めていきたいと考えております。

○白濱委員

次に、バス路線や主要通学路を優先する除排雪作業について、市民はある程度理解していると思われかもしれませんが、ここ二、三日前もそうですが、今シーズンの雪の降り方も、どか雪が降ったと思えば、温暖化による影響から急に気温が上昇し、雪が解けてざくざく路面が出来上がり、また、急に寒くなるなど、生活道路や歩道の通行では、小さい子供が自宅へ向かう小路に入る道路脇の固い除雪後の小山をまたげなかったりする状況も見かけますし、車道では車のタイヤの溝に雪が柔らかければ車が埋まっています。雪が固く溝が深ければ車の損傷につながるなど、危険予備箇所がより多く出没しております。この状況のまま、次の除排雪が入る前にさらに降雪があると、路面状況がさらに悪化、市民の不安は若干高まるものと思われま。

昨今の気象状況の影響による路面環境の変化、優先順位が低い生活道路の除排雪作業、いわゆる出動基準以外のガタガタ道路等で、安全に歩行や車両走行ができない状況が発生したときに、こここのところについてももう少し改善策が必要ではないかと、昨年度あたりから市民の声として感じております。

昨年度は、第3種路線で交通支障があり、路面整正を行うための出動はどれくらいあったのでしょうか。また、

パトロールによるもの、通報によるもの、データがあればお知らせください。

また、本年度はガタガタ道路等の出現がさらに多くなるかもしれません。市民の安全な暮らしの確保のためにも対策強化が必要と思われるのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

第3種路線の路面整正作業についてでございますが、パトロールによるものや通報によるものといったデータはないのですが、昨年度の第3種路線におけるガタガタ路面が発生して、その対応を行った路線数としましては179路線ありました。こちらは、第3種路線の中で約3割を占める路線の数となっております。

今年度につきましても、限られた人員と除雪機械の中ではございますが、状況に応じて生活道路におけるガタガタ路面の解消に努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

気象状況に相当影響されると思っております。私は平穏な気象を祈るより仕方ありませんけれども、御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市道の生活道路のうち狭隘道路についてお聞きいたします。

通行量の違いや幅員などを含めて、狭隘道路に対する本市除雪対応を御説明願います。また、該当道路で生活されている市民は、貸出ダンプ制度の利用が難しい場合、除排雪についてどのような対応を考えなければならないのでしょうか。

○（建設）維持課長

本市では、除雪作業が可能な道路幅員がある生活道路を第3種路線に位置づけしており、出動基準を交通障害が発生するおそれがあるときとしており、通常は圧雪状態で管理しているところでございます。

一方で、道路幅員が狭く、市が使用する大型の除雪機械で作業を行うことが難しい路線もありまして、全ての生活道路で除雪作業を行うことは難しい状況でございます。また、これらの道路におきまして近年では、貸出ダンプの積込み業者と契約に至らないケースがあることについても認識しているところでございます。

これらのことから、生活道路の除排雪は、市と地域の皆さんとの協働による雪対策が必要と考えておりまして、現在は市の除排雪が行き届かない歩道や生活道路など、地域の皆さんと小型除雪機を活用した協働の取組についても、制度設計に向けまして施工に取り組んでいるところでございます。

○白濱委員

4メートル未満の機械がぎりぎり入ったとしても、かき分けされた雪がさらに幅員を狭めたり、脇の物品や構造物に影響を与えることなどを考慮した場合は、やはり業者機材による除雪は無理なわけでありまして、生活圏の工夫が求められるということで、今対応についてお答えしていただきました。

次に、本市の雪対策基本計画のうち、重点施策の一つ、市民との協働による雪対策の推進では、地域で支え合う雪対策の推進として、雪置場の確保が挙げられておりました。このことについて御説明をお願いいたします。

○（建設）維持課長

雪置場の確保についてでございますが、小樽市雪対策基本計画の中では地域住民の皆さんが除排雪作業に使用する小規模な空き地を雪置場と称しております。

現在の取組状況といたしましては、雪置場を確保するための制度について検討しているところであり、その中で公園用地を利用した雪置場について、実施に向けた検討を進めているところでございます。

○白濱委員

さらに、狭隘道路で生活されている地域住民の小規模な空き地の土地所有者が雪置場として了解していただきまして、毎年地域住民が雪置場として利用しているような場合は、本市としてはどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

○（建設）維持課長

地域住民の皆さんが土地所有者の了解を得て、雪置場として利用されている場合についての本市の対応についてでございます。現在のところは特に行っていることはありませんが、先ほども触れました公園用地を利用した雪置場について、実施に向けた検討を進めているところでございます。

○白濱委員

実際には近隣同士で助け合いながら除雪を行っている市民もいらっしゃるわけで、適切な対応がどういふ対応かはよく分からないこともありますけれども、他市の好事例などを研究させていただきまして、御対応していただければと思っております。

次に、市民との協働ということでは、先ほどおっしゃっていただきました小型除雪機の購入支援制度につきましては、たしか令和8年度に検証予定とのことでありまして。支援制度の在り方の一つといたしまして、購入補助や貸出しにするとして、町内会や商店街単位のほかに、近隣住民で支えながら、今のように毎年除排雪に携わっているグループに対しても、小型除雪機の使用者が一定の条件をクリアしていれば支援制度に参入できる制度も、今から検証の一つとして実施してほしいと思っておりますので、いかがでしょうか。

また、もう一つ、以前に秋元委員が言われておりました軽トラックと小型除雪機のセットで貸出しなども、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

小型除雪機の購入等支援制度につきましては、制度設計のための試行を行いながら、現在、課題や問題点等を整理しているところでございます。

今年度につきましても、試行を実施する予定でございまして、令和8年度に予定している検証の作業では、この3年間の試行を踏まえまして、御協力いただきました町内会の皆さんの意見なども参考にさせていただきながら、今、委員からもお話がありました町内会や団体のほか、そういったグループなど、どこまで対象にするかも含めまして、どのような制度がよいのか検討してまいりたいと考えております。

また、軽トラックの必要性についても試行に御協力いただいた町内会からはお聞きもしておりますので、検証の際には、そこも含めて検討してまいりたいと考えております。

○白濱委員

狹隘道路はただでさえ狭いので、少しでも幅員が確保できることを願います。

次に、地域の実情に応じた雪対策の推進、その地域に合った雪対策を一緒に考えていく取組についても、とてもよい取組の継続であります。

本年度は、町内会等の団体とのコミュニケーション、相談を受けたことはありましたでしょうか。そこで、新たな小規模な空き地の活用や新たな連携協力や工夫などは生まれませんでしたでしょうか、本年度の現状を確認いたします。

○（建設）維持課長

今、お話がありました小樽市雪対策基本計画の取組の一つでございます地域の実情に応じた除排雪作業の工夫におけます町内会との相談等につきましては、先ほども少しお話ししましたが、小型除雪機の試行に関しまして、町内会の方々と地域の実情などを伺いながら進めているところでございます。

そのほか、町内会の皆さんから、雪山によって見通しの悪い交差点があつて、それに苦勞されている御相談も受けております。そういったことにつきましては役員の方々と協議する場を設けて、実情の確認や除排雪作業の中で何ができるかも含めて検討するような対応なども行っております。

また、ある町内会では、最近の外国人観光客がレンタカーで住宅地に迷い込み、ざくざく路面の中に入ってスタックしてしまうという事態にお困りになっていることをお聞きしまして、一つの解決案としまして、4か国語の案内看板等の設置を検討するなど、除排雪作業以外での工夫についても地域の実情に応じた取組に努めているような

状況でございます。

○白濱委員

よい取組を継続されることが、またよい結果につながるものと思います。協働のためのコミュニケーションや相談体制に関して、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小樽市雪対策基本計画の重点施策の一つでもある雪堆積場の確保について、中規模雪堆積場に関わる固定資産税減免制度による新たな堆積場の確保状況につきまして、ホームページなどで個人企業へアプローチされたと思います。先ほど中鉢委員も質問しておりましたが、特に銭函地区に市民や道路管理者の雪堆積場が欲しいと聞いておりましたので、状況をお知らせ願ひます。また、大雪に備えた恒久的な使用についても確保されたかどうか、確認いたします。

○（建設）維持課長

銭函地区の中規模雪堆積場でございますが、今年度4月から運用を開始しております中規模雪堆積場に係る固定資産税等減免制度を活用しまして、新たに1か所、中規模雪堆積場を確保できたところでございまして、今冬の除排雪作業から道路管理者の排雪時に使用したいと考えてございます。

また、大雪に備えた恒久的な使用というお話もございましたが、こちらにつきましては、今回確保できた中規模雪堆積場は民有地ということもございまして、恒久的とは少し言えない状況でありますことから、そういった大雪に備えて、安定して受入れが可能な雪堆積場が確保できるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

民有地ということで、毎年都度更新ということのようでありますけれども、たしかこの制度適用の第1号でしたよね。道路管理者にとっても大雪へのリスク分散の備えが一歩進んでよかったと思われまふ。これから、さらにこの制度が活用されて恒久的な雪堆積場が確保されることを願っております。

次に、雪押し場の確保について、目標値が530か所以上ということで変わりがないのか、また、現状のステーション別戸数と合計をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、雪押し場からの排雪量の減量がコスト削減の課題となっていることで、排雪量を減らす工夫についてはどう取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○（建設）維持課長

雪押し場の確保でございますが、目標値であります530か所以上については、変わりはありません。

また、ステーション別の雪堆積場の箇所数とそれらの合計についてでございますが、令和6年度の実績値で申し上げますと、第1ステーションで126か所、第2ステーションで57か所、第3ステーションで77か所、第4ステーションで140か所、第5ステーションで49か所、第6ステーションで7か所、第7ステーションで50か所、合計506か所となっております。

次に、雪押し場からの排雪量を減らす工夫といたしましては、現在使用させていただいております民有地の雪押し場のうち、春先に入れさせていただいた雪を土地の外に排雪することを条件にお借りしている土地もございまして、そういった条件がついている雪押し場の数を減らすことによりまして、その排雪量の低減を図ることで、排雪に要するコスト削減を図りたいと考えております。

今後の進め方といたしましては、排雪によらず、お借りした土地の中で自然に融雪するまで雪を置かせていただくことに御協力いただけるかについて、土地所有者の方に相談させていただきたいと考えております。

○白濱委員

土地所有者の御理解を得ていくことは大変ですけれども、大切なことだと思いますので、今後も1か所ずつ丁寧な交渉をお願ひしたいと思ひます。

次に、今冬の除排雪作業に関わる主な取組のうち、突発的な除雪機材の故障、オペレーター等の人員不足に対し

まして、要件を緩和し、全市的な除雪ステーション間の応援体制の構築についてはよい対策だと思います。

除雪ステーション間の調整については、どのように行っていくのか、特に大雪時の作業の遅れの調整はどうか、また、年末年始の期間、12月27日から1月4日までの9日間についてはどうか心配でありますので、確認いたします。

また、本市の除雪機械については、計画的な更新、定期的な点検等により維持に努めているとのことですが、民間委託業者の除雪機材の維持管理についてはどのようにしているのか、確認いたします。

また、民間企業で保有が困難となり本市が確保した除雪機材は、今シーズンありましたか、併せて確認いたします。

#### ○（建設）維持課長

突発的な除雪機械の故障等があった際の除雪ステーション間の調整についてでございますが、まずは除雪ステーション間での調整を行うことが基本だと考えておりますが、市としてもそういった緊急時に、早期に手続が進められるように調整を図っていききたいと、関わっていききたいと考えております。

また、年末年始のお話もありましたが、基本的には年末年始といえども、除雪ステーションは通常どおり人を配置しておりまして、そういった状況についても把握できる体制になっておりますし、また、我々市の職員は電話も持っておりまして、緊急時には連絡が取れるような状況になっておりますので、閉庁日、閉庁期間におきましても、そういった事態があった場合につきましても、連絡いただきながら、早急な対応に努めていきたいと思っております。

次に、地域総合除雪の受託業者が所有する除雪機械の維持管理についてのお話もございましたが、故障の予防や除雪機械の機能を維持するために、受託業者でも定期的な点検、整備を行っているところでございます。

次に、今シーズンに民間企業で除雪機械の保有が困難になったために、市で確保した除雪機械がありますかということもございましたが、こちらについてはない状況でございます。

#### ○白濱委員

シーズンを迎えて準備は整っていることの確認が取れました。また、年末年始も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

本市の雪対策基本計画を見ますと、除雪機材のオペレーターの平均年齢が徐々に高くなっていることが見えます。

現在もその傾向が続いていることと推察されますけれども、除雪オペレーター確保の具体的な取組として、免許取得補助について考えると聞いておりましたけれども、こちらは現在どうなっておりますか、確認いたします。

#### ○（建設）維持課長

除雪オペレーターの確保について、今お話がありました免許取得補助の検討も必要であると考えておりますが、一方、今後、担い手を、今いる人数分確保し続けることは、なかなか難しいのが現状であると考えているところでございます。

そういった中で、限られた人員でいかに効率的に作業を行うかということにつきましても、例えばICTの活用等によりオペレーターの負担軽減を図ることで、より効率的な作業にもつながると考えますから、ICT技術の導入に向けた検討も並行していく必要があるものと考えております。

そのほかにも、除雪業務の技術を継承することにつきまして、オペレーターの技術講習会を小樽建設事業協会と連携して開催し、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

#### ○白濱委員

担い手確保、そして人材育成につきまして今後もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、職員からの情報提供について、職員が通勤時などを利用してL o G oフォームを活用し、路面情報を集積することによりまして、市の職員が地域の目となり、積雪状況、除雪の仕上がり状況を確認、より多くの情

報を現場へ伝えることにより、さらに行き届いた除雪が行えるような仕組みについて問題点の集約などは進んでおりますか、確認いたします。

○（建設）維持課長

ＬｏＧｏフォームによる建設部職員の通報についてでございますが、昨年度に試行を行っておりまして、実際に22件の通報を集約しており、36か所の受付をしましたが、現時点で問題などはございません。

しかし、昨年度の使用状況を踏まえて、今後はさらに情報を提供しやすくするために、例えば道路のロードヒーティングについても選択項目に加えるなど、スマートフォンで簡単に、より道路の状況に適した選択ができるような修正を加えながら、引き続き道路状況の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

早期に効果的な活用がされることを期待しております。

それと、市民からの道路・除雪通報サービスによる通報についてですが、市民には自分の通報を受け付けてもらったのかが分かるシステムになっているのかどうか、確認いたします。

○（建設）維持課長

市民の皆様からいただく道路・除雪通報サービスによる通報につきましては、自動返信メールによりまして、通報者に対して受付が完了したことを通知するシステムとなっております。

こちらにつきましては、通報いただく際に、通報される方のメールアドレスが入力されていないと返信先が分からないため、メールができないのですけれども、通報者のメールアドレスを入力していただいた場合は、受付が完了いたしましたというメールが届く仕組みとなっております。

○白濱委員

たくさん通報がある中、自動返信であれば事務負担にもならないと思われまし、通報者の一方通行感がなくなると思われますので、とてもよいと思います。

通報を受け改善された結果を通報者へ返信されている自治体の事例では、さらに相乗効果が上がっているようでもありますので、こちらについても参考にされてみてはと思っております。

昨今は人手不足の解消に向けて、自動化や省力化の取組も進んでいるようであります。民間事業者による除雪ロボットの実証試験が開始されているとのことで、このロボットは最大約30センチメートルの積雪に対応して、非接触ワイヤレス充電や自動稼働機能を備えており、実証試験を通じて、自治体や民間事業者の除排雪体制維持に貢献することを目的としているとのことであります。

いろいろ課題を抱えながらでしょうけれども、道路パトロール、市民からの通報、本市職員からの情報提供などを含めまして、早め早めの市道の維持管理、しっかりとした除雪対応を今後もよろしく願っていただきまして、私の質問は終わります。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

まず、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について質問させていただきたいと思えます。

この陳情第10号は、令和6年第4回定例会に提出された陳情でありまして、市道における除排雪の陳情方についてということで、趣旨としては貸出ダンプ制度を利用していたのだけれども、人手不足や物価高騰など様々な要因があって、なかなか事業者との契約がうまくいっていないということで、そういう場合に市が積極的に関わって業者なども紹介してほしいということが一つと、もう一つは当該地域、指定された地域があるのですが、その状況に応じて除排雪の実施を柔軟に検討していただきたいという内容でありました。

この際、我が党といたしましては、継続審査ということで討論もさせていただきました。

ただ、貸出ダンプ制度につきましては、この陳情者の言われることももっともなことでありまして、市としてしっかり課題を整理して対応してほしいことを申し上げてまいりました。

今回、若干進捗があったというお話も聞いておりますので、まず、この陳情に対してどのような内容に進捗があったのかについて説明していただけますか。

○（建設）維持課長

陳情第10号について、その後の進捗状況でございますが、まず、貸出ダンプ制度の運用の一部変更を行っております。

変更点は二つございまして、まず、変更の一つ目といたしましては、市民の皆さんへ貸出ダンプ制度を周知する時期について、例年より1か月早い10月上旬から周知することで、この制度を利用したい団体と、積み込み登録業者との調整期間を長く設けることで、制度利用の促進を図れることを期待して、変更を行っております。

変更の二つ目といたしましては、制度を利用したい団体等への支援を行うために、積み込み登録業者が利用したいのだけれども、見つからないなどの相談が市にあった際に、市から積み込み登録いただいている業者全てに対しまして、ファクスなどを用いまして、こういった条件の現場がありますけれども、作業可能でしょうかという作業可否の紹介を行うようにして、利用したいけれども、できないという方々に関わっていくような変更を行っております。

○秋元委員

今回、陳情者ともお会いして説明されたということでありましたけれども、陳情者に説明した状況は、どういった状況だったのか、また、2点変更した点について、おおむね理解を得られたのか、その辺についてはどうですか。

○（建設）維持課長

本年9月下旬に陳情者の2名の方と我々、建設部でお会いさせていただいております。

その中で、先ほど説明させていただいた2点の変更点について御説明をさせていただきました。

陳情者の方々の反応なのですが、貸出ダンプ制度の周知を早めたことや作業可否に市が関わるることについて、この取組は一步前進したのかと考えておりますとおっしゃっていただいております。

○秋元委員

ある意味で理解されたということだと思います。

もう1点伺いたいのは、積み込み事業者なのですけれども、昨年と比べてどういう状況ですか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプの積み込み登録業者の登録状況でございますが、令和7年度は25社の登録をいただいております。令和6年度は26社の登録をいただいております、結果的には1社減という状況でございます。

### ○秋元委員

昨年度より1社減ったということでありまして、人手不足などの様々な要因があるかと思えます。今後も市民の方がなるべく貸出ダンプ制度を利用しやすいように、また、事業者の方も作業しやすい契約となるように、ぜひ市としても今まで以上に積極的に関わっていただければと思いますので、この点をよろしくお願いいたします。

### ◎鉛製給水管の状況について

それでは、鉛製給水管の解消についてということであります。

鉛製給水管の問題については、調べたところ、平成に入ったくらいから全国的に使用の禁止など、使用が制限されてきたところでもあります。国土交通省の資料を見たのですが、その資料には、「鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年4月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきた」ということでした。

これは、現在も全国に鉛製の給水管が敷設されているからこそだと思えるのですが、ただ、国としては、早期に解消したいということだったと思います。

まず、鉛製給水管はどのようなものなのか、説明してもらえますか。

### ○（水道）サービス課長

鉛製給水管とは、名前のおり鉛を使用した給水管であり、さびに強く柔らかい材質のため、加工しやすいという特性から、昭和40年頃まで宅地内に引き込まれている給水管に使用されていました。

### ○秋元委員

昭和40年頃まで加工しやすいので利用されてきたということですが、それ以降については、家を建てたりする際にはあまり用いられていないことを私も確認させていただきました。

市のホームページなどを確認させていただきますと、「鉛製給水管を使用しているお客さまへ」との見出しで掲載されておりました。

市として、鉛製給水管の問題について、現在、どのような問題があると認識しておりますか。

### ○（水道）サービス課長

市としては、給水管として使用している場合は、毎日使用している状態では、鉛の濃度は国の定める基準値以下で特に問題ありませんが、旅行などで何日か使用しなかった場合は、水道水中に鉛が溶出し、ごく僅かではありますが、鉛の濃度が高くなる可能性があります。

### ○秋元委員

毎日使う分には健康上の問題はないけれども、数日間使っていない場合には鉛が溶け出して体内に取り込むこともあるということだったと思います。

国土交通省の資料の中では、今言われた鉛の溶出リスクということで、やはり水道水が管内に滞留すると鉛が溶け出すことがあると言われておりましたし、直ちに健康被害があるということではないですが、例えば子供や妊婦の方、成人で腎機能に障害、病気を持っている方が長期間摂取し続けると、健康的な影響も考えられるともありました。

また、あと一つは、加工しやすいというお話もありましたけれども、腐食や漏水が発生しやすく、維持コストも増大することも、資料に書かれておりました。

私も小樽市議会で過去からどういう議論がされてきたのか調べてみたのです。平成13年5月に議会の中で質疑がされたときに、専門の職員を配置して、給水台帳などのチェックを行ったと記されておりました。当時の台帳上、鉛管が残っているものが市内で4,270件あったと。このうち、閉栓されて使用されていないものが1,697件で、鉛管使用件数は2,573件であったと記されておりました。当時の状況を見ますと、全道でも小樽市が、残存件数が一番多

かったとも記されております。

現在の鉛給水管の使用状況を、公道の部分と宅地部分に分けて、把握されていれば、総延長と残存件数について説明していただけますか。

**○（水道）サービス課長**

統計を取り始めた平成13年から昨年の集計の比較をお答えさせていただきます。宅内と道路の数値はなかったものですから、全体で説明させていただきます。

まず、平成13年度末の件数は2,193件、延長は1万4,900メートル、令和6年度末の件数は624件、延長は3,920メートル、解消された件数は1,569件、解消率は71%、解消された延長は1万980メートル、解消率は約73%となっております。

**○秋元委員**

24年たちましたけれども、昨年度の状況で624件、3,920メートル残っているということでありました。

国土交通省の資料を見ますと、北海道は非常に全国的にも残存件数というのは少なく、全国的に見ると、兵庫県が非常に多い距離数でありました。北海道が距離数も残存件数についても非常に少ないというのが分かったのですが、現在残っているのが、624件、3,920メートルですが、何か地域的な特性のようなものはあるのでしょうか。

**○（水道）サービス課長**

特色みたいな形ですが、まず、古くから使用されておりますので、比較的古い西部地区には少しやや多く残っていますが、市内全域においては点在している状況でございます。

**○秋元委員**

市内全域に広くあるということですが、やはり先ほど言われたとおり、古い家屋に利用されているということですね。

先ほどお答えいただいたとおり、昭和40年頃まで利用されていたということなので、多分それ以前に建築された建物に多く利用されているのだと思います。そういう部分も踏まえて、平成19年12月21日付で、厚生労働省の水道課長通知が発出されております。

この内容については御存じだと思います。また、厚生労働大臣からは、認可水道事業者に対しても通知しているということですが、この通知については、そもそも小樽市に直接というよりは北海道に発出されたと認識していますが、市としてこの通知の認識はありますか。

**○（水道）サービス課長**

平成19年度の通知であります。まず、内容としては、鉛製給水管使用者等への広報活動、それから鉛製給水管の敷設替え計画の策定と敷設替えの促進、次に、鉛の水質基準の確保という形で通知されておりますので、小樽市としても認識しております。

**○秋元委員**

先ほどお話しさせていただいたとおり、平成13年当時は台帳を基に件数を割り出しておりまして、昨年の時点でも件数を把握されているということですので、この数値の部分の、所有者を特定できている場合ということで対象になるかと思うのです。所有者が特定できている場合については、この通知の中で、早期敷設替えの必要性和敷設替えまでの注意事項を個別に周知されたいということと、また、一度周知ではなくて、更新されない場合には訪問するなりして、定期的に周知をされることが望ましいとされています。

これらについて、24年たちましたけれども、今まで市はどのような対応をしてきたのか、具体的に説明していただけますか。

**○（水道）サービス課長**

今までの対応なのですが、特定は全家屋でしております。家屋に対しましては、チラシの戸別配布や、必要に応

じて戸別訪問という形で対応しております。

○秋元委員

事業費について、私は予算書等でなかなか見つけることができなかつたのですけれども、この対策についての事業費は、毎年度どのぐらい計上されているものなのでしょうか。

○（水道）サービス課長

令和7年度で説明させていただきます。令和7年度の予算は、5件相当で123万7,500円となっております。

○秋元委員

5件というのは、所有者が5件ではなくて、事業の数が5件あるということですか。

○（水道）サービス課長

工事全体で5件でございます。

○秋元委員

先ほど宅地部分と公道部分は分けられないということで、残存件数を伺ったのですけれども、近年の更新状況や相談の状況はどのようになっていますでしょうか。

○（水道）サービス課長

令和6年度の状況ですが、まず40戸にチラシ配布を行いまして、そのうち11件から問合せがありましたが、鉛管取替の趣旨を説明したところ、費用等の問題や高齢者であるため、直しても何年住めるか分からないなどの理由で難しい状況となっております。

○秋元委員

令和6年度については40戸チラシを配布して、11件の相談があったということで、費用面、また高齢だということが理由でなかなか更新につながっていないということでありました。

では、実際にどのぐらいの更新費用がかかるかということで、議事録を見ますと、平成13年当時は、ざっくりでいうとたしか、1メートル当たり1万円ぐらいかかるというのが載っていました。もちろん、口径等によっても違うのですが、現在はどのぐらいの更新費用がかかるものなのでしょうか。

○（水道）サービス課長

今、管の口径の話が出ましたが、まさにそのとおりです。管の口径、埋設、深さや舗装の有無などの施工条件によりまして、施工の費用が変わってきます。一般的な給水管の口径、約20ミリメートル、未舗装の箇所を更新する場合の費用ですが1メートル当たり4万円程度であると考えられます。

○秋元委員

ここ最近、改修した例があれば、その際にどのぐらい改修費、更新費がかかったのかは分かりますか。

○（水道）水道事業課長

全体の更新費用のお話でございますが、基本的には、給水管ということでお客様の費用負担になる部分でございますので、お客様と業者の契約の金額になります。今、私たちの工事ベースでのおおよそのメートル当たりの単価は申し上げたとおりでございますが、お客様と業者で契約している金額の詳細な内容までは把握していないのが現状でございます。

○秋元委員

先ほど、工事費の予算を聞きましたけれども、5件で127万円だということで、1件当たり大体二十七、八万円ぐらいを見ているのだらうと思います。

分からなければいいのですが、実際にこの予算は当然工事した、更新したときに使われるものだと思いますけれども、最近で使われたケースはあるのですか。

○（水道）サービス課長

ここ最近では、実績はございません。

○秋元委員

先ほどの通知の話に戻りますけれども、この通知の中では水道メーター下流部から給水栓は早期に敷設替えするよう給水装置の所有者と意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者の敷設替えを促進する支援策を講じられたいとしております。

先ほど工事費を予算に計上しているということでありました。ここで聞きたかったのは、小樽市の助成制度や融資の制度はあるのかということだったのですが、実際に工事費が計上されているということは、この工事費の使われ方といいますか、補助や助成をする場合は全体の工事費の何割など、上限は幾らなどと決められていると思いません。

工事費から割り出した1件、大体二十七、八万円は、上限が幾らで、工事費の何割負担などという、当然、何か規則があると思えますけれども、その辺を説明していただけますか。

○（水道）水道事業課長

助成制度の限度額、割合についてでございますが、私たちが今、計上させていただいています120万円程度の予算につきましては、実は鉛製の給水管の更新に適用するのみではなくて、ほかの老朽した給水管にも適用する工事として、それには条件がございます。その条件というのが、老朽した給水管が公道内、それから宅地内に両方存在しておりまして、それを全体的に給水の更新工事を行う際に、公道の部分にかかった費用を水道局で負担するという形の制度になっております。

上限の金額は設定しておりませんので、基本的には年度が始まりましたらお客様から相談いただいて、その金額が適正で私たちの条件に合うようでしたら、その金額が上限に達した場合は、それ以降の工事は助成できない形になるかと思えます。

○秋元委員

先ほど説明していただいた今回の工事費は、鉛製の給水管の工事のみではなくて、ほかの部分の工事も含んで5件で127万円だということでした。

最近は工事の話があまりないということでしたけれども、工事費の金額と高齢が理由だということで、まずは押さえておきたいと思えます。

次に、通知の件で再度確認しておきたいのです。

国土交通省から水質基準の確保ということが一つ言われております。平成13年以降、pH調査の実施については、検討もしくは実施されたことはあるのでしょうか。

○（水道）水質管理課長

市では、鉛管対策としてのpH調節は行っておりません。実施についての検討を行いました、pH調整は20%から50%程度の抑制効果であり、pH調整施設への投資やランニングコストに多額の費用がかかることから、現状は使用前の放水により対応していただく方法をお願いしております。

○秋元委員

今のお話は、浄水場でのpH調査ということだったと思えます。私が聞きたいのは、例えば個別の相談があった際に、冒頭にもお話ししましたが、長時間使っていないと鉛が溶出するということであれば、多分、相談があったお宅の一軒一軒、水道水を蛇口から給水して濃度を測る、pH調査をするというのが一般的かと思うのです。

浄水場ではなくて、個別のお宅のpH調査はされたことはありますか。

○（水道）水質管理課長

鉛管使用者からの御依頼で検査は何回かやっているのですが、その場合はお宅から採水した水の鉛と一緒にpH

等も測っております。

○秋元委員

その際に濃度を把握することに努めなさいということを言われていますけれども、濃度についても把握されてきた実績はあるのでしょうか。

○（水道）水質管理課長

市で鉛管の調査依頼があった場合に、水質管理課でお客様宅へ調査を行う体制を取っております。そのときの採水方法として、滞留水を採水するために事前に採水瓶等をお客様に渡して、朝一番の水を必要量採水していただき、その水について水質検査等を行っております。もちろん測定しますので、濃度も確認しております。

○秋元委員

住民の方から相談があれば、濃度も調べるしpH調査もできるということでありました。

先ほどのお話に戻りますけれども、更新費用の件であります。私も先ほど聞いて結構高いと思って、今回、質問するに当たって、他の自治体の状況なども調べていきますと、面白いと思ったのは神奈川県横浜市のパイプイン・エコ工法です。この工法を聞いたことはありますか。

○（水道）水道事業課長

管そのものを更新するのではなくて、既設管の内側をライニングしたりといった管の本来の既存の方法を生かしながら更生する工法はあるということでは存じ上げております。

○秋元委員

掘削が要らないということなのです。鉛管が使われている部分だけに、ポリブテン管という管を差し込んで、要するに被覆するので、鉛管を交換するわけではない、そして、鉛も流出することもないということで、神奈川県横浜市は10年ぐらいで全ての工事を完了したということで、補助制度みたいなのも打ち切ってしまったということです。非常にすごいとは思っていたのですが、費用も低廉なのです。先ほど言っていました、工事費で全体的に見ますと当時は1件で大体6,000円で済んでいたということです。

先ほど言われていた費用が高額だということと、高齢だということで、なかなか更新に踏み出せないという方がいるのであれば、このパイプイン・エコ工法は非常に有効かと思っていたのです。ただ、神奈川県横浜市で特許を申請しているらしくて、では、ほかの自治体で使えないのだろうかと思って調べると、実は、ほかの自治体でも取り組んでいる自治体が結構あるのです。

なので、小樽市でも、これを導入しようと思えばできるのではないかと思いますので、一つ提案なのですが、もし安く改修、更新できるのであれば、市の負担もほぼないと思いますし、工事費が負担になっていて更新できないという方へ非常に役に立つ制度になるのではないかと、非常に有効だと思いますので、ぜひ研究していただいて導入すべきなのではないのかと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○（水道）水道事業課長

費用が大変安く済んで、そういった工法が浸透していけば、すごく更新が進むことにつながると思うのですが、私がお話をお聞きしていて一つ気になったのが、管のライニングする場合に、どうしてもライニングする厚みが出ますので、口径が小さくなるのです。給水管の口径は、そのお客様ごとに必要水量の口径に応じて敷設していますので、口径が小さくなり、使用水量が少なくても耐えられるようなお客様に適しているのかがあります。

いずれにいたしましても、そういった非開削で費用のかからない工法は、私どもだけではなく、お客様にとってもメリットがあると思いますので、これから研究してまいりたいと考えております。

○秋元委員

二つまとめて質問しますけれども、一つは、先ほど周知の話をさせていただいて、昨年は40件訪問して、11件相談があったということでありました。

私は、そういう取組も、もちろん大事だと思いますが、やはり広報や、例えば今日はマスコミの方もいらっしゃいますけれども、そういうところで取り上げていただいて、まずは相談してくださいということで、広く周知していただいたほうがいいのかと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

もう一つは、この更新・改修を進めていく上で、今後の取組として考えていることが現段階で何かありましたら、伺いたいと思います。

○（水道）サービス課長

今、皆さんへの周知という部分について御質問がありましたが、今後、広報等、利用できるものについては検討していきたいと思います。

今後の取組なのですが、現在、全ての使用家庭にチラシ配布や、必要に応じて戸別訪問も行っていきます。その中で、さらにホームページ等による広報活動等も引き続き行っていく予定であります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○面野委員

○市民と議員の懇談会に寄せられた意見について

初めに、市民と議員の懇談会にて寄せられた意見についてです。11月15日に、市議会が主催者として、主に子育て世代の方にお集まりをいただいて、大体20名の参加者でしたが、その中で各常任委員会に対する御意見や御要望について伺ってきた内容について、幾つか確認も含めてお伺いをしていきたいと思います。

まず、住宅事情について御意見をお預かりしてきました。

まず、基本的なデータなのですが、市内には空き家が相当数点在しておりますが、現在の空き家の件数についてお聞かせください。

○（建設）松原主幹

直近の令和2年小樽市空家等実態調査では、空き家数は1,869戸です。

○面野委員

空き家を活用するための支援制度は用意されているのか、お聞かせください。

○（建設）松原主幹

現在、本市では、空き家も含めた住宅に対してリフォーム補助を行う住宅エコリフォーム助成制度や、小樽市内へ転入し、3世代同居、近居を始める方を対象に、中古住宅の購入や増改築等の費用に対して補助する移住・定住促進住宅取得費等補助金の制度を行っております。まずは、そういった制度を活用していただき、建築費が高騰している中で、中古住宅をリフォームなどをして使ってもらうなど、中古住宅、空き家の利活用を進めていただきたいと考えております。

○面野委員

その方が特に要望、意見として、例えば市が主体的に空き家をリノベーションして、有効活用することによって、建設費の抑制や住宅事情の改善につながるのではないのでしょうかという趣旨のお話をされていたのです。ただ、基本的に空き家は所有者がいらっちゃって、基本的に所有権は市が持っていないケースがほとんどだと考えます。

そこで、仮に市が主体的に空き家のリノベーションを行うにはどのような問題があるのか、お聞かせください。

○（建設）松原主幹

市が主体的に空き家のリノベーションを行うためには、まず、所有権を市に移転し、建物の管理を行う必要があります。

問題としましては、所有権を移す際に市が購入するのか、寄附を受けるのかという点があります。寄附を受ける場合、多くの方から寄附の申出がある可能性も考えられます。

また、建物の管理には費用がかかるため、その負担についても検討が必要です。

さらに、リノベーション後の用途についても整理しなければなりません。住宅として活用するのか、不特定多数の方が利用する用途などにするのか、その用途が市にとって必要かどうかを明確にする必要があります。

これらの点を総合的に整理した上で、市として事業を進めることとなります。

○面野委員

各フェーズでそれぞれ問題があるということで、理解させていただきました。

今、御説明いただいたように、行政が空き家をリノベーションして、例えば住宅事情の改善に取り組んでいる他都市の事例などを調査したことはありますか。

○（建設）松原主幹

毎年、北海道で開催している担当職員向けの空き家会議や、国土交通省で実施している空き家対策推進研修に出席しておりまして、その際に、他都市の事例紹介もあり、情報の収集をしております。

○面野委員

現在、本市の空き家に対する取組は、小樽市空家等対策計画の策定や、空き家の除却の補助などが挙げられます。

今後、空き家を有効活用する点において、検討していることがあれば、御説明をお願いいたします。

○（建設）松原主幹

近年の建設費の高騰により、若い世代の方は新築が難しくなっており、中古住宅をリフォームして使うことも増えてきているように思います。代表質問で市長が答弁されておりますが、空き家を修繕し、若い世代に使ってもらうような形で、定住を促進していくといったことについて検討を始めているところでもあります。

○面野委員

今、建築屋の技術も上がって、結構完成度の高いようなリノベーションやリフォームの御自宅も増えているように思いますので、そういったところも研究していただいて、空き家の有効活用というものの取組を進めていただきたいと思いました。

次に、朝里ダムについて伺います。

朝里ダム湖畔園地のロケーションがとてもいいので、さらなる魅力向上のため、この園地の整備を進めてほしいという趣旨の御意見です。

現在の朝里ダム湖畔園地は、いつ頃、どのような経緯で整備されたのか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

朝里ダム湖畔園地の整備についてであります。朝里ダムの建設に合わせまして、平成3年度から平成5年度にかけて、北海道と小樽市が周辺環境整備事業として、公園の基盤整備及び運動施設などの建設を行ったものであり、平成6年6月3日に供用を開始したものであります。

○面野委員

ちなみに湖畔園地も含めた、ただいま御説明いただいた施設について、例えば使用者、訪問者などの人数のカウント、利用者のカウントやアンケート、意見などを調査したことはあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園緑地課では、朝里ダム湖畔園地の使用者や訪問者の集計を行ってございません。また、御意見などの調査も

実施してございません。

**○面野委員**

それでは、今後の魅力づくりなど、これまでと違った整備方針の検討予定はございますか。

**○（建設）公園緑地課長**

これまでと違った整備方針の検討予定についてでございますが、現時点では新たな整備方針を検討する予定はございません。

ただ、湖畔園地が整備されてから30年以上経過しておりますので、施設の老朽化が進んでいる状況でもあります。今後につきましては、施設の修繕や補修、更新なども含めまして適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

**○面野委員**

結構、広大な施設面積を誇っているとも伺っていますし、あと議会でも湖畔自体の有効活用などを御提案されている議員もいらっしゃいますので、まずはその辺も含めて注視していきたいと思いました。

次に、小・中学校周辺の除雪についてです。

小樽市除排雪計画では主要通学路の安全確保が位置づけられています。とはいえ、各小・中学校周辺の細やかな路線まで除排雪を実施することは不可能であると考えています。

まず、主要通学路とはどのような通学路を指し、何路線が主要通学路として位置づけられているのか、お聞かせください。

**○（建設）維持課長**

建設部が策定する小樽市除排雪計画で位置づけしております主要な通学路についてでございますが、委員がおっしゃるとおり、細やかな路線まで除排雪を実施することは現在の除排雪体制では難しい状況でありますことから、市内小学校の14校に通じる、特に通学路として利用者が多い学校周辺の幹線道路や、学校への出入口に直結する補助幹線道路など41路線につきまして、主要な通学路として位置づけしております。

**○面野委員**

市民の方からの御意見では、やはり車道を歩くのは危険なので、小・中学校周辺での除排雪を優先して歩道の確保をお願いしたいという御要望を承っているのです。例えば、主要通学路を児童・生徒、それから学校や保護者の皆さんに、ここが割と除雪して道がきれいになっているといったことを明示して、少し遠回りになる児童・生徒の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった部分で安全が確保されている路線を通して登下校していただくといった周知活動などは行っていますか。

**○（建設）維持課長**

児童・生徒が登下校に使用する通学路の周知につきましては、当然ですが、建設部だけで決めることができないと考えておりますので、今お話のありました通学路を明示、周知することにつきましては、学校や教育部とも話していく必要があると考えております。

**○面野委員**

ぜひ共有していただき、特に学校が近づいたときには、できるだけ安全な道で登下校していただけるような環境を整えていただきたいと思います。

降雪状況やバス路線の除雪状況などによって、主要通学路の除排雪が滞り、安全確保が不十分であるという意見も伺いますし、実際に、数年前にそういったことが起きていたということで、私も現場を見に行ったことがあります。

優先順位があるのも確かだと思いますので、特に始業式の通学路、とりわけ歩道の確保は、十分に配慮していただきたいといった御意見をお預かりしているのですが、今冬の意気込みについてお聞かせください。

### ○（建設）維持課長

今冬の意気込みとのことでございましたが、まずは、昨年度と同様に、小学校3学期の始業式に間に合うように、早い地域では12月下旬から計画的に排雪作業を開始いたしまして、主要な通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

### ○面野委員

次に、私道の管理について伺います。

私道については、所有者が維持管理を行うのが基本原則となっています。市の支援制度として、私道の整備助成金も用意されていると承知しています。

しかし、市民と議員の懇談会では、所有者の維持管理が不十分で道路状況が粗悪になっている箇所があるという御意見を述べられた方がいらっしゃいました。

また、今後は空き家のように、私道の所有者がお亡くなりになった段階で、相続先が道外の御家族だったり、または連絡が取れなくなってしまうケースが増加するのではないかと懸念を持たれていました。

そうなった場合、やはり管理者がいなくなると、市内の私道環境がますます悪化するのではないかと、小樽市としても、公共性の高い私道については、維持管理に対する何かしらの対策を講じるべきではないかという御意見をお預かりしております。

本市も潤沢に、財政状況がよいわけではありませので、全てのあらゆる私道に対して検討するべきではありませんが、市民の方からの意見は本市の道路ビジョンを見据えた上で、重要な視点ではあると考えられます。

そこで、いわゆる私道と称されるもので、建築基準法上で幾つかに分類されるとのことですが、市内にある私道はどのような分類になるか、お聞かせください。

### ○（建設）建築指導課長

いわゆる私道が建築基準法上どのように分けられるのかでございます。私道につきまして、建築基準法上で分類については規定されておりませんが、一般的には、市内にある私道は、幅員4メートル以上のものにつきましては、都市計画法など道路法以外の法律によって築造されたものとして法第42条第1項第2号道路、次に、建築基準法上の道路の規定が適用された際に現に存在するものとして、同条第1項第3号道路、次に、土地所有者等が道路の基準に適合するよう道路築造し、特定行政庁から指定を受けたものとして、同条第1項第5号道路に分類されます。幅員が4メートル未満のものにつきましては、建築基準法の道路の規定が適用された際に、現に建築物が並んでおり、特定行政庁の指定を受けたものとして、法第42条第2項道路に分類されます。

なお、これらの条項に基づかない私道につきましては、建築基準法上の道路として扱われないこととなります。

### ○面野委員

幾つかの立地条件というか、環境によって建築基準法の中でも分けられているということだったのですが、私道の中には、所有者以外の不特定多数の人、それから車などが日常的に通行する道路があるとも思います。

例えば、市内での公共性の高い私道は、どの地域の、どの路線が該当すると捉えているのか、お聞かせください。

### ○（建設）用地管理課長

用地管理課としては、小樽市道などの用地を管理しているところであり、私道については把握しておりません。

### ○面野委員

把握されていないということなのですが、いろいろと市民の方から声を寄せられて、そこが私道であって、公共性が高いと思われるところは、私の中でも幾つか想定はできるのですが、公式な見解として捉えている私道はないということで、関心が低いのか、または私道に対する関与はしないという強い姿勢なのかは分かりませんが、少し残念な回答だと思いました。

それで、冒頭に申し上げたように、私道の維持管理は所有者が行うことが基本原則ですが、今ほど私が説明した

ような公共性の高い路線、こういった箇所が危険な状況だったり、道路補修が必要だという判断がされた場合、行政と所有者が協議を行い、公共性や公益性、それから公平性を基に協力関係を築いて、私道の整備に取り組める枠組みを構築することは法令上、可能なものなのか、お聞かせください。

#### ○（建設）用地管理課長

私道の整備につきましては、原則、所有者が存在する場合は、所有者で対応することとなっておりますので、私道の整備について、枠組みを構築することは難しいものと考えますが、所有者が不明などの場合には、通行人等の生命、身体または財産に対し、重大な被害が及ぶおそれがあり、緊急の対策が必要な場合、民法第720条の緊急避難措置により対応していくことも可能であると考えております。

#### ○面野委員

所有者が不明な場合には、そういった対応が緊急的にできることがあるということで、基本的には私道を所有されている方が、やはり条件はありますけれども、例えば市に寄附するといったよう方法以外には、整備はなかなか難しいのかと感じました。

#### ◎陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

次に、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について質問させていただきます。

この陳情第10号には二つの趣旨が含まれておりまして、一つは貸出ダンプ制度の運用についてですが、もう一方は、除排雪計画の除排雪路線とされている私道についてと、そこに交通障害が発生しないように除排雪をやっていただきたいと、また、狭隘な路線についても、市道の状況を把握しながら、状況に応じて検討していただきたいといった内容が寄せられております。

二つ目の件について、何か対応策等の進捗があればお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○（建設）維持課長

陳情の中にありました二つ目の件でございますが、除雪路線になっている市道名でいきますと、例えば日成ヶ丘第2線と奥沢4丁目団地通り線の一部についてですが、小樽市除排雪計画上の除雪第3種路線に位置づけられておりますから、交通障害が発生するなどといったおそれがあるときには、沿線の小樽市が所有する空き地などを活用しまして、除雪した雪を投入するような作業につきまして、現地の状況を確認しながら引き続き対応に努めてまいりたいと考えております。

ただ、一方で、今申し上げた路線のほか、陳情の中にございました市道名でいきますと奥沢4丁目団地通線の一部と、あと日成ヶ丘第1線、日成ヶ丘第3線、日成ヶ丘第4線につきましては、沿線に除雪した雪を投入することができる空き地がないことや、道路幅員が狭く、市が行うかき分け除雪ができないことから、地域総合除雪での対応は難しい状況には変わりはなく、現時点において対応策や進捗につきましてはない状況でございます。

#### ○面野委員

狭隘路線については、まだ検討の状況で、具体的な取組については見えていないことで確認させていただきました。

#### ◎建設キャリアアップシステム（CCUS）について

次に、建設キャリアアップシステムということで、コンストラクションキャリアアップシステムという英語で読むと、CCUSという略称になるようなのですが、あまり聞き慣れないものでございましたので、私から、どういったものかという概要を冒頭に説明させていただきたいと思っております。

このシステムは、建築技能者の方が登録するシステムで、このシステムの中に過去の就業実績、それから保有している資格、あとは社会保険料の加入状況などが一括して把握できるシステムで、それぞれの建設技能者の方にキャリアアップカードが発行され、付与されるというものだそうです。

こちら登録が令和5年に義務化されておりまして、現在のところは登録されていない方に対して特に罰則などはないそうなのですが、ただ、これに登録しないと、例えば大きな建設現場では入り口にカードをかざすカードリーダーが設置されておりまして、これを読み込ませないと現場へ入ることができないという仕組みになっているそうです。また、退勤のときにもカードリーダーに読み込ませることによって、その技能者の方の出退勤を管理できるといったような現場も、今、徐々に増えてきていると聞いております。

このシステムのメリットですが、過去の就業実績や保有資格が一元管理されているので、例えばこれまでは建設会社に自分の経歴、こういう経験をしてきて、こういう資格を持っていることを基本的には口頭か書面で伝えることが必要だったのですが、一元管理されているので、正確にこういった技能者の情報がすぐに相手にも伝わると。

そのほかにも、建退共と言われる建設業退職金制度の手続が簡素化されたり、効率化されるなどのメリットもあるそうです。

ただ一方で、デメリットについても指摘されているところで、一例で申し上げますと、登録時の手続が面倒なことや、初回の登録料、それから現場ごとにシステムの使用料のような費用が発生してしまう点が言われております。

しかし、令和5年度からキャリアアップシステムへの登録は義務化されており、国土交通省の狙いとしては、業界全体の非効率化の解消、報酬の最適化、あと就労時間の短縮化などによる若手人材の確保、それから、昨今の人手不足の改善に資するとして、本システムの推進を図っております。

ここまではシステムの概要なのですが、以下、地方自治体への役割というか、働きかけもありまして、令和6年7月に、CCUS利用拡大に向けた3か年計画が策定されました。

計画の中には、公共発注者に対する働きかけ強化を掲げておりまして、昨年度から受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」することを目指している。

つまり、国土交通省は、自治体自身がCCUSの登録や利用促進する独自の策を講じるよう促しており、自治体ごとの取組状況を公開、見える化することで、普及を全国的に加速させる目的だと考えられます。

また、計画では、もう一つ自治体への働きかけとして、自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけるとされています。小樽市が発注する公共工事においても、CCUSの導入費用の工事費として適切に計上できるようにすることを意味しており、CCUS普及の財政的ハードルを下げることを働きかける目的であると考えられます。

こちらのCCUSのポータルサイトでは、都道府県ごとに登録事業者を検索することが可能で、私も小樽市内の事業者がどのぐらいCCUSに登録されているのか確認したのですが、物すごく膨大なデータだったのですが、小樽市内の聞いたことのある企業、聞いたことのない企業も多数確認できました。

建設業界のDX化による業務効率化や人材確保の観点からも重要な取組だと考えられます。国土交通省が推進するCCUS利用拡大に向けた3か年計画の中にも、自治体へ働きかけのある取組もありますので、本市においても前向きにCCUSを受け止めていただきたいと思います。

こちらの建設キャリアアップシステムの普及など、今後の取組に関する検討を行っていただきたいと思います。御所感をお聞かせください。

#### ○（建設）廣瀬次長

建設キャリアアップシステムについて、前向きに考えてほしいということでございましたが、建設キャリアアップシステムにつきましては、建設技能者の処遇改善や現場管理の効率化などを目的とし、国が推進しているものと認識しております。

同システムの普及拡大につきましては、建設部のほか、水道局や産業港湾部も関係しますが、市として推進していく必要があるものと考えております。

現時点では情報が少ないこともあり、北海道が主催する研修や会議において情報収集に努めているところでありませんが、今後につきましては、市内の建設関係団体などから意見をいただきながら、システムの導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

共産党に移します。

---

**○高野委員**

**◎朝里川の遊歩道整備に伴う「かわまちづくり計画」の改訂（案）について**

まず、報告を聞いて何点か質問したいと思います。

今回、令和7年第2回定例会のときにも、かわまちづくり計画の変更についての報告がありました。そのときには、朝里川公園の下辺りや武蔵亭の付近、北海道が遊歩道を検討する区間として、そのほかの部分の遊歩道は整備済み区間となっていたと思うのです。

今回の報告では、整備予定の区間が朝里川河口から朝里ダムの下まで約4.7キロメートルと区間が増えていますがけれども、整備期間が増えた理由は、何かあるのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹**

整備区間が増えている理由ですが、未整備ではなくて、未舗装の遊歩道も多々あったことから、そこを舗装する部分、あるいは未整備の左岸側といったところにも現地踏査した結果、遊歩道を整備できるスペースがあり、新規に遊歩道を検討した部分が増えているものであります。

**○高野委員**

朝里川の散策路整備に向けての意見交換会が各団体と2回にわたって開催され、おおむね了承を得られたということだったのですけれども、団体からどんな意見が挙がったのかについてはいかがですか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹**

意見交換会での意見ですが、まず、遊歩道を河口から温泉街までつないでほしいということのほか、人道橋を設置してほしいという要望がございました。

そのほか、沿線の関係では、隣接している遊歩道整備について少し考慮してほしい、配慮してほしいというお話、あと、工事関係のお話であります。多くの生物が生息しているので、その点を考慮してほしいなどの意見等がありました。遊歩道整備においての了承は取れております。

**○高野委員**

生物に関しては、やはり心配するところもあって、意見が挙がったのかと思っています。

新光南会館前から反対側の散策路に行くときは、近くに渡れる通路はあるのでしょうか。渡りたいときは、図のイメージがあったと思うのですが、飛び石から渡ることになるのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹**

新光南会館から向かい側に渡る動線は、現在はございません。それ以外のものとして考えられる方法としても、今回の計画では考えておりません。

**○高野委員**

考えていないということだったのですけれども、浅いみたいなので、足元がぬれても大丈夫だという方であれば、

問題ないのかと思うのですが、散策だけをしたい方は、近くに通路がないと少し不便ではないのかと思うのです。その辺は北海道とも協議してもなかなか難しいということなのではないでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹

今回の遊歩道、散策路になりますが、北海道の考え方としては、管理用通路という考え方で散策道を整備することで、渡る橋などは必要ないという捉え方をされていると聞いております。

○高野委員

残念だと思うのですが、実際に工事をするときには整備どおりにいかない場合もあるのかと思うのですが、朝里川公園はいろいろとイベントをやったりもしていますし、本当に景観を楽しめる場所でもあるので、遊歩道を整備することなどで、市民の憩いの場になるのではないかと期待しています。

◎小樽市駐車場整備事業経営戦略の見直しについて

次に、小樽駅前駐車場のについても報告がありました。

確認も含めて伺いたいと思うのですが、経営状況の中で小樽市駅前広場駐車場運営については利用料金の改定も含めて、見直しをしなければならないのではないかと考えているという報告がありました。

現在30分までは無料になっているのを、今後は無料ではなくて有料にしていくことも検討に含まれているということよろしいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

料金改定の必要性につきましては、J R小樽駅前再々開発やJ R小樽駅前広場の再整備の状況を見定めながら議論を進めていかなければならないと考えております。

○高野委員

いろいろと議論を進めなければいけないので、何とも言えない部分はあるのかとは思っています。私も駅前には毎月のようによく通るのですけれども、満車で駐車場が利用できないときも、駐車場が空きになるのを待つ車をよく見かけますし、設置目的からも、無料になっていることで駅前の混雑緩和の一つにはなっているのかと思います。

なので、仮に有料となれば、今まで以上に歩行者と車両の混雑など、安全面の課題が大きくなってしまわないかという懸念があるのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）庶務課長

現在、小樽駅前広場駐車場が入庫から30分無料になっていることで、駅前の路上駐車などによる混雑緩和がされていると、解消されるという効果が一定程度あるかとは考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、整備の方向性が決まった段階で、その在り方について検討する必要があると考えております。

○高野委員

日本共産党としても、毎年、市長要望というか、予算要求も上げています。これまでも議会等でも質問したこともあるのですが、やはりJ R小樽駅前広場の再整備は、安全対策を最優先に進め、駅前利用者の利便性が低下しないようにすることを求めてきました。

今年の議会の中でも、J R小樽駅前再開発事業の質問が度々出ていましたけれども、再開発事業と切り離して、J R小樽駅前広場の安全性確保のために進めることを庁内でも検討しているという市長答弁がありました。その後、小樽駅前広場の安全確保についての議論は進んでいる状況があるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹

現在の小樽駅前広場の整備についてなのですが、今の歩行者と車両とのふくそうしている安全性の課題についてどのような方策があるかなど、庁内で議論を行っており、関係機関との協議を進める段階にあります。

○高野委員

いろいろ議論を進めているところなのかと思うのですが、やはりJ R小樽駅前広場となりますと、バスやタクシ

一、一般乗降場や駐輪所など、いろいろと確保して安全性を担保しなければいけないので、大変な部分もあるのかと思います。駅前も、市民の方もそうですし、観光客など利用する方も多いですし、私自身も本当に危ないという場面も何度か見ているので、事故等がないように一刻も早く安全対策を行うことと、駅を利用する方の利便性が低下しないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、お聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室安田主幹

現在、観光客もコロナ禍前までに戻ってきていることも聞いておりますので、安全性の確保が喫緊の課題と考えております。

再開発事業を待つのではなく、できるだけ早期の安全性の確保を検討しているところです。ただし、整備においては市だけでは決められないものですので、今後、関係機関と協議してまいりたいと考えているところです。

○高野委員

◎空き家対策について

次に、空き家の問題についてお伺いしたいと思います。

令和7年11月に大分県で大規模な火災も発生していますし、そのうちの約4割が空き家だということが報告されて、本市も全国、全道と比べて空き家率が高い状況もありますし、道内主要10都市と比較しても、室蘭市に続いて2番目に空き家率が高いという状況もあって、本当に大丈夫なのだろうか、市民の方からも心配の声があります。ほかの委員からもいろいろと空き家について伺ったりもしていましたが、改めて確認を含めて伺いたいと思います。

本市では、現在、市内全域を対象にした空き家実態調査を行っています。郵便物の状況から本当に住んでいるのだろうかという現地確認などを一軒一軒やるので、かなり時間もかかるのかとも思います。現在、行っている調査結果が分かるのはいつ頃になるのでしょうか。

○（建設）松原主幹

今年度に業者の方へ委託して実態調査を実施しております。委託業務は令和8年3月上旬に終了する予定であり、その後、市において調査結果を精査し、空き家になるのかや、空き家の状態などを確認いたします。そのため、結果が判明するのは新年度に入ってからとなります。

なお、公表時期については現段階では申し上げられないのですが、結果が判明次第、速やかに公表することで考えております。

○高野委員

見通せない状況もあって、かなり大変というのが伺えます。

令和2年度小樽市空き家実態調査では1,869件、平成27年度調査と比べても554件と、空き家が減少している状況がありました。

今お聞きしても、まだ調査結果はまとまっていないと思うので答えるのが難しいのかと思うのですが、もし分かれば、調査結果は減少傾向になるのか、それとも増加傾向になるのか、どちらの見込みの予想なのかはどうでしょうか。

○（建設）松原主幹

現段階では調査結果が出ていないことから、空き家件数の増減についてはお答えすることができません。

○高野委員

それでは、地区別によっても空き家率は違う状況があります。以前の調査では手宮地区が最も多くて、長橋、オタモイ地区や、札幌市に近い地域では空き家率が低いという状況がありました。

相談内容を含めて、もし地区別に空き家の状況に何か変化があったりしたら、例えば最近、地域によってはこういう問題が入ってきていますなど、何かあればお知らせください。

○（建設）松原主幹

まだ調査結果が出ていないので、傾向としてはつかめておりませんが、近年の相談を受けている印象では前回と同じような傾向になるのではないかと考えております。

また、銭函地区については、大規模に宅地造成が行われた桂岡で空き家の相談が増えているように思いますので、そういった地域で今進めている調査結果がどのようになっているのか、注視していきたいと考えております。

○高野委員

市内では、適正に管理されていない空き家などが存在しているということで、事故を未然に防がなければいけないということで、空き家対策を効果的に推進するためにいろいろな取組もされているのかと思うのです。そのまま放置すると倒壊の危険や、周辺生活等に悪影響があるような特定空家等の除却、解体等の成果目標も5年間で100件とこれまで設定していたのですが、目標であった年間20件の除却や解体の状況はこれまでなかったのかと思うのです。

現在の状況、除却や解体は進んでいる状況なのか、その辺はどうでしょうか。

○（建設）松原主幹

第2次小樽市空家等対策計画の中では、令和4年度から令和8年度の5年間で、管理不全な空き家の解体件数の目標を100件としております。

実績としましては、令和4年度は20件、令和5年度は13件、令和6年度は14件となっており、年の平均の目標が1年当たり20件となりますので、この数値を満たしている年度もありますが、満たしていない年度もありますので、引き続き空き家に関する取組を行っていききたいと考えております。

○高野委員

なかなか難しい状況もあるのかと思います。

それでは、特定空家等と認定している件数は、直近ではどうなっているのでしょうか。

○（建設）松原主幹

平成30年3月から特定空家等の認定を行い、これまで特定空家等に認定した建物は全部で52件あり、うち14件が市で助言、指導を行った結果、解体などに至っており、現在の特定空家等の件数としては38件であります。

○高野委員

それでは、令和6年度では特定空家等住宅除却費補助制度の申請件数は10件となっていましたけれども、直近3年の申請件数についてお知らせください。

○（建設）松原主幹

申請件数の実績としましては、令和4年度が9件、令和5年度が8件、令和6年度が9件となっております。

○高野委員

この制度の申請は、申請したら全て助成の対象となるのでしょうか。

○（建設）松原主幹

申請の際には、事前に相談を受付しておりまして、担当職員が助成対象になるのかの現地確認を行います。その上で、助成対象となる状態の空き家について申請していただくこととなりますが、収入や解体業者などの要件も確認し、それらの要件が適合していれば助成の対象となります。

○高野委員

申請しても、いろいろお話を聞いたりする中で、対象にならない方もいるのかと思います。

予算がありますので、件数が予算の10件以上となれば、助成から外れてしまうこともあるのかと思うのですけれども、予算の関係で申請しても助成を受けられなかったことは、過去にもあったのでしょうか。

○（建設）松原主幹

毎年の除却件数が予算枠を使い切るおおむね10件の実績がありますが、近年、10件を上回るような申請が来ているという状況ではありませんので、現時点では補助を受けられない人が出てきているという状況ではないと考えております。

○高野委員

本市は、家を解体しようと思っても、狭隘な道も多く重機が入らなくて人力で行わなければ解体が進まない場所も存在しております。そうなれば、やはり解体費用が増えるということで、空き家の解体や除却がなかなか進まないこともあって、全国や全道と比べても空き家率が高い状況もあるのかと思うのですけれども、そういう地形的な要因は、どのように考えられていますか。

○（建設）松原主幹

近年、解体費も上昇傾向であり、山坂のある小樽市の地形的な要因で解体費も高くなっている原因という背景もあるかと思いますが、市としては良好な状態の空き家については解体せず、利活用していただきたいと考えております。

また、付近に影響を及ぼすおそれのある危険な空き家については、解体補助を行っており、そういった危険な空き家については解体補助を活用していただき、解体を進めていきたいと考えております。

○高野委員

本来であれば、家の問題は所有者の方がしっかり対応しなければいけないことは、本当にそのとおりだと思いますし、そうしなければいけないと思うのです。今お話があったように、小樽市の地形的な問題や、全国や全道と比べても空き家率が高い状況、そして、この間、いろいろな費用が上がっているという状況もありまして、危険な空き家だけでも、解体がなかなか進まない例もあるのかと思うのです。

今、聞きましたら、予算内にも収まっているという話もありましたが、こうした住宅除却の助成事業費は、今後は増額を検討することも必要なのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）松原主幹

毎年の除却件数が予算枠を使い切るおおむね10件の実績がありますが、これが10件を上回るような申請が来ているという状況ではないので、現時点では引上げをすることは考えておりませんが、近年、物価高騰、人件費の高騰などにより、除却費用もだんだん上昇していることから、他都市の状況やニーズを注視しながら考えていきたいと考えております。

○高野委員

いろいろやっている自治体もありますから、他都市の状況も見ながら進めていただきたいと思います。

本市では、【小樽市版】空き家ガイドブックというものがあります。私も見ましたけれども、空き家の発生予防から管理、利活用、解体まで掲載されていて、後ろにはどこに相談したらいいのかも分かるように、相談窓口も本当に細かく掲載されているので見やすいと感じました。

しかし、このガイドブックを知らない方もやはりいるのではないかと思うのです。相談件数も本当に200件や、毎年のように3桁ということもありますので、このガイドブックがなかなか知られていないのかと思うので、聞きたいと思います。

【小樽市版】空き家ガイドブックは、どういった理由で作成したのでしょうか。

○（建設）松原主幹

【小樽市版】空き家ガイドブックは令和5年1月に作成し、空き家に関する様々な情報を一つにすることで、空き家をどうすればいいのか、所有者や相続人の方が考えることができるように作成したものです。

また、空き家に関し対応している様々な業者、団体名を記載しておりますので、専門的なところについては業者、

団体へお問合せができるようになっております。

○高野委員

作成するに当たっては、相談内容が、こういった問題が多いから、ここをガイドブックに載せようといったような工夫をされながら作成したのでしょうか。

○（建設）松原主幹

空き家業務を日々行っている中で、市民の皆様からお問合せのある内容をできるだけ掲載するようにしていますので、このガイドブック1冊で空き家に関する様々な事柄について幅広く情報収集できるようになっております。

○高野委員

それでは、作成後はどのように活用してきたのか、市民への周知も含めてお知らせください。

○（建設）松原主幹

日常の【小樽市版】空き家ガイドブックの配布場所としては、本庁舎の渡り廊下やおくやみ窓口、市内の各サービスセンター、建設部庁舎で配布しております。

また、毎年行っている空き家セミナー相談会でも配布しており、そういった場で空き家に関する情報、小樽市の取組を周知する際に活用しております。

また、ガイドブックの概要版を作成しており、空き家について指導、助言を行う際には、指導、助言文書に同封して活用しております。

○高野委員

現在の空き家だけではなくて、予防していくという点でもガイドブックの活用は、本当に有効なのかと思います。

私は、さらなる活用や周知については、もっとしたほうがいいのかではないかと思うのですが、周知については今後どのように考えているのでしょうか。

○（建設）松原主幹

まずは、固定資産税の納税通知書に同封している空き家のチラシにも、空き家ガイドブックがある旨を掲載しておりますが、御高齢で、市役所や各サービスセンターへ出向くことが難しい方や、インターネットでの閲覧が難しいという方がいれば、建築指導課へ御連絡いただければ郵送も可能ですので、お気軽に電話をしていただきたいと考えております。

現在、空き家ガイドブックの配布数といたしましては約1,600冊となっておりますが、かなり周知が進んでいる状況ではあるのではないかと考えております。

配布数も多く、自前で印刷するのも大変になってきている状況ですが、今後も様々な場面で空き家ガイドブックについて周知を図っていきたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思いますし、私自身も、独り暮らしの方であれば、今は自分が住んでいるからいいけれども、その後はどうしようかと、どこに相談したらいいのだろうかと言われることもあるので、そういったときはこのガイドブックもお知らせしながらしていきたいと改めて感じています。

空き家バンクについても伺いたいと思うのです。小樽市の空き家、空き地バンク制度は登録件数がなかなか伸びないということから終了しまして、北海道空き家情報バンクへの移行となりました。

北海道の空き家情報バンクの移行後の利活用はどうなっているのでしょうか。登録件数が伸びている状況はあるのでしょうか。

○（建設）松原主幹

北海道空き家情報バンクは、北海道で運営しているバンクであることから、小樽市の物件数の実績などを正確に

は把握しておりませんが、常時四、五件は登録があるような状況です。

本市が間に入り、購入したい方との連絡調整をすることもありますが、最近は海外からも問合せをいただいております。国内外の方々から小樽市の物件についてお問合せをいただいております。昨年までは、本市単独で空き家バンクを行っているものを廃止し、北海道全体での空き家バンクへ一本化したところで、広く情報の周知がなされ、様々な方が空き家バンクに接する機会が増えたのではないかと考えております。本市で行っていた空き家バンクでは、少ない件数であったため、効果が出ているのではないかと考えております。

#### ○高野委員

国内だけではなくて、海外の方からもということで驚いたのですけれども、やはり空き家を減らすというところでは、利活用は本当に必要なのかと思います。

しかし、本市は住宅に関する補助が少ないのではないかと感じています。先ほどもありましたが、中古物件の購入の補助金として、移住・定住促進住宅取得費等補助金は中古物件を買うときも活用できるということなのですが、対象が3世代ということで、非常に限定的なのかと思うのです。

空き家活用支援助成や中古住宅購入費助成事業、新婚生活応援と、本当に名称は自治体によって様々ですし、対象や制度内容もいろいろあると思うのですが、新たに中古住宅を購入する際の助成は考えているのか、考えていなければ、ぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

#### ○（建設）松原主幹

本市では、空き家を含めた住宅に対してリフォーム補助を行う住宅エコリフォーム助成制度や、小樽市内へ転入し、3世代同居、近居を始める方を対象に中古住宅の購入、増改築等への費用に対する補助する移住・定住促進住宅取得費等補助金の制度を行っております。まずはそういった制度を活用していただき、建築費が高騰している中で、中古住宅をリフォームなどとして使ってもらうなど、中古住宅、空き家の利活用を進めていきたいと考えております。

また、代表質問で市長が答弁しておりますが、空き家を修繕し、若い世代に使ってもらうような形で定住を促進していくといったことについて検討を始めているところであります。

#### ○高野委員

やはり人が住んでいないとなれば、損傷がひどくなって、本当にひどい場合は第三者に損害を与えてしまうことにもなってしまいますし、いい物件などもあると思いますので、ぜひ利活用、また、空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。

#### ◎陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について

陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について伺いたいと思います。

これまでも質問してきましたけれども、陳情者の方から改めて困っていると、何とかしてほしいという要望も改めて受けましたので、確認も含めて質問したいと思います。

陳情者から、横断歩道側に手すりがないということで、坂を下りた方が手押し信号を利用できずに、学校に通学する子供から大人まで安全に道路を横断できないといった話もお聞きしました。ここ以外の横断歩道は離れた場所にあるので、安全に道路を横断するには横断歩道が必要なのかと思うのです。

陳情者が言っている手すりは、石垣側に手すりを設置してほしいという要望が出されていますが、市として路肩に手すりを設置することに関して懸念される点はどこになるのでしょうか。

#### ○（建設）維持課長

車道幅の外側にあります路肩でございますが、道路構造令では、路肩を設ける目的といたしまして、車両の走行に必要な側方の余裕を確保することとしております。それによりまして、故障した車などが非常駐車したりする際に使用することとしております。

また、当該地のように歩道がない道路の路肩につきましては、歩行者の歩行に使用されることとされております。

しかし、先ほどお話ししましたとおり、車両の走行に必要な側方の余裕を確保する観点でいいますと、その場所に手すりなどの構造物を設置することは好ましくないものと考えております。

○高野委員

路肩に設置は好ましくないというお話もありましたけれども、民地側の土地所有者が手すり設置を許可した場合、民有地に設置することは可能なのでしょうか。

○（建設）維持課長

手すりを民地に設置することについてでございますが、土地所有者が認めてくださるといたしましても、公共物を恒久的に管理するという観点からは課題が残るものと考えておりますことから、民地に設置することについては考えてございません。

○高野委員

課題があるということだったのですけれども、道路構造令の基準から見てもハードルが高く、手すりの設置はなかなか難しいというお話でした。

陳情者の方から、安全を願って手すりを設置してほしいということもありますので、設置が難しいとなれば、今入っているロードヒーティングの敷地面積を少し伸ばすことは可能なのでしょうか。

○（建設）維持課長

現在、埋設されているロードヒーティングの面積を民地側というか、手すりを求めている側に伸ばしていく、広げていくことについてでございますが、基本的にロードヒーティングは雪を溶かす部分のユニットと呼ばれる部分のほかに、見えないですが、地中にはそれらユニット間をつなぐケーブルや、電気のケーブルなども埋設されております。

そういった部分から、改めて整理し直して、そういったケーブルの配置などを考えながら、ユニットを、手すりを求める側に寄せることが技術的に不可能ではないのですが、現在の配置状況の中で、部分的にそういうことをやるのはなかなか難しいと考えており、ぎりぎりまでヒーティング面積を広げることになれば、やはり大規模な修繕という範囲ではなく、改良工事といった形になるのかと思っております。

そうなりますと、またロードヒーティングにつきましては、現在、小樽市ロードヒーティング長寿命化計画の中で、老朽化した施設から計画的に整備を進めているという中では、直ちにヒーティングを広げるという工事や整備・改良ができるかといえば、できないのかという状況でございます。

○高野委員

次に、側溝の整備についてです。

側溝の蓋は部分的に交換したとも聞いていますけれども、整備が進んでいる状況なのか、また、宅地に雪解け水や雨水が流れてきた際には、市としてどのような対応をするのかを伺います。

○（建設）維持課長

お話のありました蓋を部分的に交換したことなどについて、蓋の修繕や交換等につきましては、危険と判断される場合には対応していくものとなっております。側溝の整備自体でございますが、現時点で道路表面を流れる雨水を取り込めるような側溝の形状になっているものではないことから、根本的な側溝自体の整備が必要という状況にはなっております。

ただ、先ほども話したとおり、こういった整備、改良となりますと、通常の維持管理業務とは違いまして、臨時市道整備事業の中で行うことになるのかと考えておりますが、現在、建設部で行っている臨時市道整備事業は老朽化した施設から計画的に整備を進めていることから、直ちに整備や改良ができるとは言えない状況でございます。

また、雪解け水などが民地側に流れてきた場合に、市ではどのような対応をするのかというお尋ねでございまし

たが、現時点では、土のうを設置させていただくなど、応急的な対応になるものと考えてございます。

#### ○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時40分

再開 午後5時00分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○高野委員

日本共産党を代表して、議案は賛成し可決、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方についても、これまで述べてきたとおり、第1項目、第2項目を含めて採択を求めて討論を行います。

陳情第4号については、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも安全対策については考える必要があります。

陳情第10号についても、貸出ダンプ制度の改善はされたものの、これまで述べてきたとおり、降雪により交通障害など心配されているので、今後の状況を見ながら何らかの除排雪対応については考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして討論といたします。

#### ○中鉢委員

自由民主党を代表いたしまして、陳情第10号の第1項目、市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、採択の立場で討論いたします。

さきの第3回定例会にて報告を受けましたが、除雪計画が見直され、今冬より貸出ダンプ制度が例年より1か月早い10月上旬から周知を行うこと、積み込み登録業者が見つからずに相談があった場合、市から全ての登録業者に作業の可否の紹介を実施すること、貸出ダンプの利用はよりしやすくなり、陳情者の願意は一定程度かなえられたと考えられることから、今回提出されております陳情が分割されたことから、第1項目については採択とし、各会派の議員の賛同を呼びかけ、討論を終えます。

#### ○秋元委員

公明党を代表いたしまして、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について討論させていただきます。

陳情第10号につきましては、令和6年第4回定例会に提出されました。その際、我が党といたしましては、貸出ダンプ制度の課題を整理して、市民が使いやすい制度となるように要望していたところであります。

今回、先ほど質問の中でも確認させていただきました、原課が陳情者に第1項目の貸出ダンプ制度の変更点に対して説明したところ、一定程度、陳情者の願意は満たされたことを確認いたしました。

したがいまして、陳情第10号の第1項目は採択といたします。

第2項目については、現時点で狭隘路線や急坂の対応が困難なため、継続審査といたします。

#### ○面野委員

立憲・市民連合代表して、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について討論いたします。

本陳情の趣旨は二つあり、一つ目は貸出ダンプ制度の運用改善に関する要望です。市へ積み込み業者選定、いわゆる

るマッチングに対するサポートと制度案内の早期化を求めるもので、令和7年度小樽市除排雪計画において、陳情者の願意を一定程度満たす改善が図られました。よって、今回、陳情の採決が分割となりますので、陳情第10号第1項目に関しては採択といたします。

一方、二つ目の狭隘な路線の除排雪に関する陳情については、陳情者並びに近隣住民の皆さんの要望は理解するところですが、現状の地域総合除雪の体制や除排雪計画で定める除排雪路線の考え方に沿って実施することは困難であり、陳情第10号第2項目は引き続き継続審査といたします。

**○委員長**

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第16号は可決と、陳情第10号第1項目は採択と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。